

平成30年第4回上三川町議会定例会会議録

平成30年9月5日（水）

2　　日　　目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町長	星野 光利	副町長	隅内 久雄
教育長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっていますので、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、日程に入る前に、昨日上程されました議案第58号に関し、会計管理者より発言の申し出がありますので許します。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長【吉澤佳子君】 昨日、平成29年度決算書の概要説明内容に誤りがございましたので訂正いたします。

一般会計歳入、決算書の21、22ページで、保育料の収入未済額の内訳人数について、過年度13人分、95件と説明いたしましたが、過年度13人分、107件の誤りでございましたので訂正いたします。

○議長【田村 稔君】 それでは日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明解なる答弁を求めます。

順序に従い、7番・高橋正昭君の発言を許します。7番、高橋正昭君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 それでは早速、通告書のとおり質問いたします。

1つ、通学道路の安全確保について伺います。

震度6弱を観測した大阪府北部の地震では、同府高槻市の小学4年の女の子が、通学途中に倒れてきた学校のプールのブロック塀の下敷きになり死亡しました。全く痛ましい事故でありました。子どもたちが何げなく歩いている通学路にあるふだんは気にもとめてないものが、突然人の命を奪う凶器に変わってしまうという、地震の恐ろしさを改めて認識させられた事故であったと思います。

私は通学道路の交通安全について既にやっていますので、今回は地震等に対処するための通学道路の安全確保について、執行部の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

そこで、(1)学校敷地とその周辺及び通学道路の安全点検について、その結果はどのようなものだったのか。

(2) 危険箇所の対策はどうなっているのか。

以上2点について質問いたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

ことし6月の大阪北部地震により、大阪府の小学校に設置された法令違反のブロック塀が倒れて、児童が犠牲となる痛ましい事故がございました。この状況を受け、本町学校施設の塀や構造物について緊急点検を行い、法令に合致していることを確認いたしました。

また、通学路につきましては、教職員等によりブロック塀等の目視による点検を行いました。結果としまして、劣化度を判定するには難しいものがありますが、大谷石のひび割れ等の状況が見受けられた箇所がございました。

2点目につきましては、通学路上の塀等についての対策は、個人の財産ですので難しいところがありますが、児童生徒への注意喚起を行うとともに、安全教育の中で指導を図ってまいります。

今後も地域や関係機関と一体となって、子どもたちの安全確保に努めていきたいと考えております。
以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ただいまの答弁で、学校敷地内はほとんど心配ないということでありました。また、通学途中の道路においては、個人の所有物がほとんどなので、そのあたりの難しさもあったけども、一応目視する限りにあっては、多少の心配はあるところもあったけども、それほどでもないというような回答だったと思います。

それで、再質問に入りたいと思います。

学校敷地内の安全確認には具体的にはどんなものがあったのか、お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。学校敷地内の点検に関しましては、まず、学校の敷地にブロック塀等の塀があるところを確認いたしました。町内の小中学校におきましては、ブロック塀の既にもう設置されてない学校等が多くございます。ブロック塀の設置されてる学校につきましても、法令上問題ないブロック塀であるということが確認されております。

また、敷地内の構造物ですね。記念碑等の構造物につきましては、一部安全が確認できないところもございますが、そういうところにつきましては学校のほうでそこに入らない対策等をとりまして、子どもたちに周知を図ってる、そういう状況が確認できました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ほとんどブロック塀だったと思うんですが、異常なかったということですよね。一部の構造物にあっては安全性が確認できなかつたので、そこには子どもたちを立ち入りができないように、そのような方法をとったということあります。

これはブロックの塀も建築基準法にちゃんとのつとて施工してあればいいんですけども、それにお

構いなくブロック塀をつくったというところには、見た目以上に危険なところがあるんですよね。ですから、そのあたりも今後十分気をつけて、そのあたりに目をつけてやっていただいたらよいのではないかと思います。

それと、今後使用不可能とされて撤去された物件はあったのでしょうか。いかがでしょう。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 使用不可能ということで撤去した物件はございませんでした。

以上です。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 なかつたということありますので、ほんとによかったなと思ってます。

それから、通学路においてブロック塀、石積み塀、万年塀、その他数多く構造物があります。これらの塀は外から見て一見丈夫そうに見えても案外もなく、東日本地震クラスになるとことごとく倒れてしまう。学校敷地内にもそのようなものがあると大変だと思いますが、先ほどの答弁でそういうところはなかつたということありましたので安心いたしました。

そういう安全だと思っていても、いざ地震がなると、先ほど、東日本地震のときのように、ことごとくブロック塀、石塀、万年塀なんか、倒れているんですね。ですから、そのあたりの子どもたちへの注意喚起と申しましようか、そのようなことはどのようにしているのかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学校におきましては安全教育の推進に努めているところでございますけども、特に児童生徒がみずから自分自身の安全を確保するという、危機回避能力の育成ということが大きなテーマになってございます。地震に限らず雷が鳴ったとき、あるいは竜巻、さまざまな状況が考えられますけども、その時に合った児童の実態、発達段階に応じた危機回避能力を小学校の低学年から育てているところでございますけども、地震につきましては、そのような状況があったときには、落ちてこない、倒れてこない、物が移動してこない、そういう場所に身を寄せるというような、そのようなことを指導していただくところでございます。自分の身は自分で守るというような、そのような視点で進めているところでございます。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 通学は集団で通学しているわけで、歩道があるような道路は余り、少なくて、ほんの田舎道の狭い道路を左側を通って子どもたちは通学してると思うんです。今はもうほとんどそういう石塀とか、ブロック塀とか、万年塀とかをかけてありますので、この前のような東日本地震のような地震が来ると、とても逃げる暇もないですね。そのときに非常に心配なんです。それにはふだんの、ふだんからの注意喚起、地震が来たらすぐにブロックの塀から離れるんだよっていう、そういう徹底した指導をしておく必要があると思うんです。

ちょうど通学時間帯に地震があったなんてことになると、この前の東日本のあの地震のことを思い起こすと、ほんとにぞつとするようなことが起きたんではないかと私は想像しているわけですが、そのあたりも十分学校のほうで、子どもたちにそのようなときにはこうするんだよっていうことを徹底して指導していただけたらなと思っております。

そしてですね、非常に、通学路途中にあるそういう構造物は個人の持ち物ですよね、先ほど教育長が申されたとおり。多少気になっても、なかなかその持ち主には言えないですよね。そういうことも考えたときに、もしそういった危険なものであるなと思ったときには、どのようにその持ち主に通知して確認すればいいのか、そのあたりは考えたことはあるでしょうか。いかがでしょう。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 個人の所有物については大変難しい部分があるかと思いますけども、それらについて特に老朽化していたり、ひび割れ等、傾き等があるようなものに対して、改善をお願いするような呼びかけや、地域の皆様の理解を深めていただく、広げていくことがまずは必要だと思いますので、そのようなことについて今後の方策を他の課とも連携しながら考えていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 教育長、そのあたりを十分にやっていただきたいと思います。

民地にある物件に対し、「おたくのブロック塀は危険だよ」なんて、なかなか言えないのは当たり前だと思うんです。私もそう思います。まして、「危険だから撤去してくれ」、「改善してくれ」なんていうことは言えないんですよね。

これらを解消するためと申しますが、宇都宮市ではブロック塀等撤去費の補助制度を始めています。詳細は省きますが、一般通行の用に供する道路に面するもの、補助率が2分の1、限度額が10万円。一般通行の用に供する道路でスクールゾーン内のものは補助率が4分の3、限度額が15万円。ちなみに、補助期間は3年までの3年間としてあるそうです。

また、隣の真岡市では、建築基準法の基準を満たしていない3段以上の石塀、ブロック塀等で、地面から高さが80センチ以上の塀を基礎を除いて撤去する工事費に対し、最高10万円の補助金を用意しています。また、地震等による災害の防止を期すために、生け垣づくりに補助金を給付しているということあります。

宇都宮の補助制度も、真岡市補助金給付にしても、安全・安心なまちづくりを基本としてつくられたものと思うわけでありますと、我が上三川町でも児童生徒の安全通学と町民全ての安全・安心なまちづくりのために、参考にしていただければよいのではないかと思っております。私はこのあたりを町長に聞きたかったんですが、私、通告していませんでしたので、きょうはこれでやめます。

次に2番目、学校体育館におけるエアコン設備の設置について質問いたします。

(1) 猛暑の日が毎日のように続いている昨今の夏において、屋外での体育授業が困難なため、体育館で行おうとしても館内が高温になっており、使用不可能な状況である。このような環境についてどう考えているのか。

(2) 各学校体育館は災害時の避難場所に指定されているが、(1)のような環境下にあることをどう思うか。

答弁をお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

ことしは例年ない猛暑から、屋内外の活動を問わず、熱中症予防に細心の注意を払ってまいりました。町教育委員会では校長会と連携し、児童生徒の生命にかかる重大な問題と捉え、柔軟かつ迅速に対応してきたところでございます。

小中学校とともに、暑さの厳しい時期は体育の授業は主に水泳の授業を行っております。また、暑さ指数計を使い、暑さが厳しい運動制限が必要な場合は授業の入れかえを行い、比較的涼しい時間帯に体育の授業を行うなどの対応をして、子どもの健康を維持しつつ、増進に努めているところでございます。今後とも児童生徒の健康の増進に努めてまいりたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

町の地域防災計画では、学校の体育館など18の施設を避難所に指定しております。避難所の整備に当たっては、避難所生活が長期化することを考えると、快適な環境が望まれると認識していますが、まずは住民の皆様の生命、身体を安全に確保することを優先に、水や食料の整備を行い、空調設備につきましては電気や水道などのライフラインが断たれることも想定されるため、設置は難しいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 教育長の答弁で、暑いときには、屋外での授業ができないときには水泳の授業に切りかえる、また、授業がえも考えているんだというお話をありました。

これ、何かプールに入っても熱中症っていうの、起きるんだそうですね。人間ならず、動物はみんな汗をかいて気化熱が奪われる所以、そのときに体温調整ができるというようなことで、水の中に入つてると、その体温調整ができないんだそうですよね。ですから、プールもあんまり暑いときにはどうかなというふうにも考えられますが、とにかくその時々に適宜に学校で判断して、そういうことに切りかえてやっていくということは非常に大事なことと私も思います。

それから、避難所の件ですが、今のところ考えてない、やることは考えてないという答弁でございました。

そこで再質問ですが、連日猛暑が続いているわけで、体調を崩している子どもたちも多いのではないかというふうに考えられています。この夏は気象庁が命に危険があるような暑さで災害だと表現するような、尋常でない記録的な暑さが続いています。

このような中で、今話題になっているのが小中校のエアコン設置です。我が上三川町では既に設置済みです。この夏は大変さわやかな気持ちで、よい授業ができたのではないかと思っております。暑い関東近県でも、エアコンの設置率は必ずしも高くないんですね。千葉市なんかは設置率はゼロです。栃木県の設置率は73.3%となってます。これらの地域差は自治体の首長の意識の差によるものと私は考えています。ですから、首長の考え方次第ではどんどん改善していただけるんではないかと私、思っております。

大変な費用がかかるわけありますが、体育館のエアコン設置は検討すべきであると思います。町長、これに前向きに取り組んで検討していくというふうな言葉に変えていただけないでしょうか。いかがで

しょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 学校の体育館を避難所として使う場合、今の暑い場合で、避難されてる方が熱中症の危険とかっていうことだというふうに存じています。お考えだというふうに思いますが、これ、ちょっと臨機応変にですね、考えて、大規模な避難が想定される場合と小規模の人数の避難とか、いろいろあるっていうふうに思います。学校施設の体育館などでも、地域の方が使われるミーティングルームなどは既にエアコンなどが入っていますので、小規模の方が避難される場合はそういうところを利用してください。また、大規模のアリーナなどを使わなきやいけない場合はですね、本町の災害対応の物資に対する供給というところで、仮設のエアコンをですね、大きな、かなり大きな仮設のエアコンを設置するとかって、そういったところもリース会社との協定の中に入っていますので、10校全部に避難所を想定していて、そこにエアコン、空調設備をするとなると、莫大な金額はやっぱり想定されます。

そういう中で、避難する場合、その避難する場所、その避難する形態、といったところを総合的に見てですね、有効に、そして効果的にできる方法を考えていきたいというふうに思います。先ほどお話しをさせていただきましたように、リース物件なども含めて対応を考えていきたいというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 私が考えるやつはね、上三川小学校の体育館が避難所向けにいろいろな設備を整えてあるわけですよ。上三川町は人口3万何がしでありますので、1カ所避難場所にエアコンを設置しておけば、夏でも冬でも、災害が起きても私は心配がうんと少ないんじゃないかなと考えるんです。ですからとりあえず、それは子どもたちのことを考えると全体育館というふうに私は思っていますけども、避難場所だけを考えたときには、上小の体育館の設備が、避難場所としての設備が整っているところにエアコンを導入して整備しておけば、いざというときには助かる。災害っていうのは暑いときとか寒いときに起きるんですよね、往々にして。ですからそういうことを考えると、まず上三川に1カ所だけは完全なものがあってよいのではないかという、私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 例えばいきいきプラザなどもですね、避難所として利用できます。先ほどと、答弁がかぶりますが、その規模にもよりますが、いきいきプラザなどが電気がきちんと供給されてる場合であれば、当然お風呂の設備等もございますし、避難所としては体育館のアリーナよりも快適に避難者に過ごしていただけるっていうふうに思います。

そういう中で、そういう既存の施設を有効に利用しながら、まずそういうことを考えていく。先ほど高橋議員からおっしゃられてる意味は十分理解できますが、その避難所としての機能ということは各コミセンとかですね、そういうところにもその機能を持たせることができますので、そういうところを総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 普通教室のエアコンの整備を一気に1年で、1年間で、単年度でこなしたということは、これはもう全くすばらしいことだと私は考えております。これは、体育館っていうのはまだ

あれですよね、栃木県では体育館、六百三十幾つある中で、たった2つの体育館ですね、整備されてるのは。すると、確率から言うとね、0.03%であると私、記憶しています。そういうことで、まだまだ今このときに体育館のエアコン設備をやれっていうのも、これはなかなか、町長、何とか考え方を検討してくれよというようなことも、ま、無理と私も思ってますけども、でも、これからずっと先を考えたときには、町長の頭の中に十分たたき込んでおいていただきたいなと思うわけでございます。

子どもたちは、学校がいろいろ配備をして、そのときそのときのやり方をやっておるようありますので、そんなには心配しているわけではありませんが、それにしても体育館で外の暑いときには体育の授業ができるということであれば、子どもたちも何ぼよくなるか、目に見えるようありますので、そのあたりも十分に頭に置いて、これから考えていってほしいなと思っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時49分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 7番・高橋正昭君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 通告順に従いまして、発言の許可を得ましたので、ただいまから私の質問に入らさせていただきます。

まず1点目の質問は、職員の再任用について、2点目は、町の重要な施設の利用について質問いたします。

まず1点目の、職員の再任用について。

地方公務員の再任用制度が平成26年4月より本格的にスタートしました。本町においても、平成12年12月18日に上三川町の再任用に関する条例が、平成12年12月22日、定年退職者等の再任用に関する規則、そして平成26年6月30日、上三川町再任用に関する事務取扱要綱がそれぞれ制定、施行されているところであります。

こうした中、今後年金の受給年齢が年々引き上げられ、場合によっては退職者の無収入、無年金期間が余儀なくされようとしています。町ではこのような状況を避けるため、積極的に再任用を行っていくかなければならない義務が、再任用のための職場環境を積極的に整えていく必要があると考えるところでありますが、第1点目の質問として、職員の再任用について状況はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、再任用制度により 9 名の職員を任用しております。勤務時間による仕分けといたしまして、9名のうち 8 名が短時間勤務、1 名がフルタイム勤務となっております。また、職種としましては、1 名が課長補佐、3 名が運転手、公仕が 6 名となります。

再任用に係る具体的な事務を定めた上三川町職員の再任用に関する事務取扱要綱を平成 26 年 7 月 1 日に制定しており、それ以後再任用した職員数は、平成 27 年度が 1 名、28 年度が 3 名、29 年度が 7 名、平成 30 年度が 9 名となります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6 番【志鳥勝則君】 事務取扱要綱の第 6 条の 1 項で、再任用希望の受付というようなのがありますか、来年退職者の再任用希望はどれくらいいるのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。来年退職予定者が 6 名ほどありますが、再任用取扱要綱におきましては、例年 5 月に再任用の希望調査をすることになっております。ことしにつきましては、私どものほうで例規の見直しを関係している都合上、再任用の希望調査がおくれております。職員には大変申しわけないと思います。早急に見直し等を終了しまして、募集のほうをしていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6 番【志鳥勝則君】 上三川町の再任用に関する事務取扱要綱、この要綱については人事担当の総務課で制定されたものであると、これは間違いないと思います。そして、ここ第 6 条には再任用希望の受付として、「町長は、職員の再任用についての意向調査を、5 月末までに実施するものとする」というふうに明記されており、該当する職員についてはこれを待ちに待つて、いつ調査があるのかと。期限が過ぎたんで調査はしないのかというふうな不安な状況下に置かれていますが、今の総務課長の説明ですと要綱の改正というふうなことでありますか、どのような改正を検討してお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 改正内容の詳細については、担当係長のほうで実施しておりますので、私のほう、手持ちに資料がございません。大変申しわけありません。

ただ、再任用に関しましては職員の処遇問題にも絡むことから、町の組合等とも協議が必要かと感じております。そちらのほうも終了してからでないと改正として取り扱えないというような状況もございますので、例年よりおくれると。その事実のほうが職員のほうに伝わってなかつたということでは大変申しわけなかつたと感じております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6 番【志鳥勝則君】 私も役場を退職する前に、この再任用についてかなり不安な状況に置かれて、たまたま 3 月の課長会議の際に課長が都合で出席できないということで、私が課長補佐として課長の代理を務めたというような経緯がございます。

定年退職を迎える職員にとりましては、大変不安な状況で今まで置かれていたのではないかと思いますが、なぜこのような要綱改正を、あるのにもかかわらず、期限が来てるにもかかわらず伝えなかつた

のか、その辺のところ、退職対象者に対してよく説明する必要があると思いますが、この場で説明してください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。町職員の再任用、年金の支給繰り上げ問題に絡みまして、退職後、年金支給まで時間があいてしまうということから、再任用制度ができたわけでございます。ただ、給料を出すということで言いますと、当然それなりの仕事をしていただかなくちゃならないと。過去にも各課で再任用職員が賄う業務について何度か調査をしてたんですが、なかなか再任用職員に行っていただく業務が挙がってこないという状況でございます。そのようなことも含めて、再任用について、どのようにしたら再任用職員に行っていただく業務がふえるのか、その辺を現在担当のほうで検討しているところでございます。

なお、ご質問にありました、職員が要綱の募集期間を過ぎても募集がないということで不安になっているというご指摘もございましたので、その点につきましては早急に該当職員のほうに全員通知したいと考えております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この再任用関係について、ほかの自治体では退職予定者に対して説明会を開いて、その後、退職希望を募ってるということあります。私が退職するときも、そういう説明がなかった。年金の説明はほかの市町村の会館でありますけどもが、今までの退職希望調査についてはただ手紙一本で、いつまでに挙げてくれというふうな方法でありますけどもが、ほかの自治体と同様に、退職対象者を対象として早期に説明会を開くべきことを行うべきだと思いますが、どのように考えてますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。私、総務課長をやってから、説明会自体は開いてない状況かと思います。実際どの程度説明会の必要性があるんか、実態を把握していない状況なんですが、そういう要望があれば当然総務課としても開くことを検討していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 再任用されないと収入がなくなる、退職してから。そして、年金受給の年が来るまで無収入になってしまう。これらの間、再任用ということで任用されて、また収入を得られるというふうな状況の制度なので、これは必要に応じてじゃなくて、使用者側が義務的に説明会を行っているということなんですから、今後役場の屋根の下にいる職員は全てが対象になるということで、安心して定年時期を迎えるように、ぜひとも説明会は必要ではないかというふうに思いますので、ぜひやってください。

次にですね、この再任用云々の際に、希望調査の際に、再任用の選考という形であります。第7条ですけどもが、「再任用職員の選考及び任期の更新の適否について、その適正を期するため、町長の諮問機関として再任用選考委員会を置く」というふうなことであります。その委員については委員長は副町長、委員は教育長、総務課長、企画課長、教育総務課長となっておりますけどもが、去年退職した人の場合、いわゆることし再任用になった人の場合も含めまして、教育長、そういう選考委員会に参加

したことありますか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 出席させていただいております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは次に、次の質問ですけども、その再任用の選考に当たる際に、いわゆる職員当事者、あるいは兄弟、あるいは4親等以内の親族はその委員から外されるっていうことありますけども、一、二年前かと思うんですけども、企画課長という選考委員の立場に置かれる者が退職しましたけども、この方の場合に、企画課長は当時の選考委員にはなれなかつたわけですが、その際、欠員をどこからか補充するということになりますけども、これはどういうふうな職種、いわゆる役職の方を補充したのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 当事者が選考委員であったので、当事者は選考委員から外すという措置は、私、過去のことなので記憶があやふやな部分もあるんですが、とったと思います。かわりにどなたを委員として入れたかということのご質問かと思うんですが、この規定によりますと委員の補充規定がございませんので、企画課長は除きで選考委員会を開いたということになるかと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 上三川町の再任用に関する事務取扱要綱の中で、第7条の5項ですか、「委員長及び委員は、自己又は配偶者、子、兄弟姉妹その他の4親等以内の親族の選考に参与することができない。この場合において、委員長は、欠員となる委員に代わって臨時に委員を指名するものとする」とありますが、じゃあ、委員長に誰を指名したのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 私の記憶におきましても、欠員のまま、その企画課長ですか、対象者が欠員のまま、会議は開催したと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 せっかく自分でつくった要綱なもんですから、欠員あるときは臨時に指名するということでなってますので、より多くの人がその人の選考をすることによって、よりよい選考ができると思いますが、記憶にありませんというふうなそういう記憶の中で選考して代理を決めて、定まった人数の中で選考する必要があるんじゃないかなと思いますけども、今後このようなことがまた出てくるかと思うんですけども、今後はどういうふうにしますか。私は欠員を指名して、新たに選考委員を定めるべきだと思います。委員長にお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 議員のおっしゃってますように、この要綱上、そのような代理の者を指名するとなっておりますので、今後はそのような形で検討していきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 上三川町の人事体制で行くと、定年退職間際、あるいはそういった定年退職を迎える人、総務課長、あるいは企画課長、あるいは教育総務課長といって、定年時期に来る人がこうい

った選考委員の役職を占めるような形になってますんで、ぜひともこれはやるべきではないかというふうに思います。そして、よりよい選考をして、よりよい職員の採用をするということがまず第一じゃないかということ、思います。

選考した結果、その選考者、あるいは選考された方、あるいはいわゆる選考の結果合格された方、また不合格者の方については、どのような形で通知してお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 再任用内定通知ということで、昨年の場合ですと11月に希望者宛て、通知してございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 退職予定者の再任用の待遇なんですけどもが、どういった職種の待遇があるのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。先ほど再質問に答弁したとおり、役場の職員につきましては一般事務職員のほか、現場の現業職員等、おります。現在のところ、再任用として、昨年再任用された者で言いますと、一般事務職員が1名、運転手が3名、公仕が4名というような状況でございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 事務取扱の要綱の中でですね、これは3項になるかと思うんですけどもが、5条の3項ですか、「再任用の職務の級は、次の各号に掲げる職種に応じて、それぞれ当該各号に定める級に格付けするものとする」と。「ただし、再任用職員が担当する職務の責任又は難易度等から町長が特に必要と認める場合、当該各号の規定にかかわらず、当該各号に定める級の上級の級の格付けにすることができる」ということで、行政職給料表適用職種3級、技能労務職給料表適用職種3級、技能職員3級ですか。技能労務職給料表適用職種（労務職員）2級ということになっておりますが、この中で、職務の責任または難易度等が町長が特に必要と認められる場合は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号に定める級の上位の級に格付けすることができるとあります、今までこういうふうな格付けをした再任用の職員がいるか、町長にお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 過去に2名います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 その2名なんですけどもが、多分役場の職階級で行きますと、主事補、主事、主査、係長、課長補佐、課長っていうことありますけどもが、その中でどういうふうな職階級の位置づけになったのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 かなり過去の人もおりますので、私の方からお答えいたします。

平成21年度に、保育所の民営化に伴いまして、所長を、退職、1年延ばすと。再任用で所長をやっていただいたという経過がございます。

また昨年のことし、議員の方もご存じだと思うんですが、町のほうでは新たな工業団地の造成という

ことで、石田地区に新産業団地ということで開発を進めております。この交渉過程、県のほうに事業主体になっていただくということのために、県と交渉しておりました。その交渉当事者を、ぜひとも県に事業主体を引き受けさせていただくために継続して職員として当たっていただくということで、課長補佐に任用してございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 こういった状況を見ている職員については、なぜ、何でというふうな疑問に思っている職員が往々にしております。私の耳にも数多くの職員から入ってます。こういうふうな特別扱いっていうか、要綱に載ってるもんですから行っても仕方がないかと思うんですけどもが、でき得る限り、定年退職予定者は40年前後の行政経験を踏まえてるというふうなことで、でき得る限り、こういった職階級の位置に今後の退職者、経験年数の多い40年前後、みんな行政経験があるもんですから、こういった退職予定者をこういった形で再任用に迎え入れることも、行政のこれからますますの発展につながるんじゃないかというふうに思っております。

そして、私が考えるところによると、5月末日までに再任用の希望調査をとると。その再任用の希望によって次年度の新採用職員の人数も決定することになるかと思うんですが、ことしの場合、まだ再任用の希望をとっていないということで、次年度採用についてはどのような形で人数を決めていくのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。次年度採用職員につきましては、1次試験が9月中旬に芳賀広域行政事務組合と一緒に試験のほうを行います。その後、2次、3次の試験を行いまして、最終決定するという形でございます。1次試験の結果が出る前に、採用人数についてはできればかためたいと考えてございます。

再任用職員の決定につきましても、当然職員の総数にかかわることなので影響するということで、なるべくそれとあわせて決定していきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、先ほどの最初のころの質問の際に、要綱の改正を予定してるから、今年度については希望調査をまだしてないんだというようなことでございますが、新規採用職員の採用人数を決めるまでに要綱は決定され、そして、再任用の希望調査もとり終わるということで理解してよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。採用試験につきましては、先ほど申したとおりの日程で進んでおります。ただ、採用人数、試験の終了前に採用人数をあらかじめ決めといて、それに基づいて最終採用者を決めるというのが手はずでございますが、例年採用試験等が終わった後、職員の都合により、定年退職を迎えるに退職される職員が出ております。そういう状況でございますので、その分も見込んで採用人数を考慮していきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 退職前に役場をやめるというふうな職員は、もう既に総務課のほうには申し出

てるというふうに思います。その職員を考慮することは当然のことかと思うんですけども、再任用を希望する定年退職者等の再任希望人数によって採用人員も決めていかなくちゃなんないかと思うんですけども、その辺のところはどうなんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。再任用職員につきましては、基本的に短時間勤務の職員で募集してございます。そのような観点から、各課の所属職員の係の人数ですね、それにつきましてはその枠外を原則として考えてると。当然そのようなことがございますので、各課のほうに再任用職員に割り振る仕事の、どのような仕事があるかということを、以前からそういう仕事をきちっと明確にしてくださいということを通知してるんですが、なかなか各課のほうからはそのような仕事が挙がってこないという実情がございます。そのようなことから近年、下野市と近隣の市町村の再任用の状況等を調査して、その再任用の職員がしてる業務について、上三川での可能性についても検討してるのでございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 いずれにしましてもですね、去年までは5月末日までに再任用希望をとって、再任用する人が、希望する人がどれくらいいるというふうな人数を把握した。そうした上で次年度の新規採用職員の採用人数を決めているということなんですから、いずれにしても今回は順調には進んでないというふうなことですよ。

再任用に対する希望は短期労働というふうな話、しましたけども、それではかわいそうだと思います。まともに働きたいという人もいるもんですから、そういった短期労働を対象としてというんじやなくて、短期労働を含めて、また丸一日勤めるというふうな職員の再任用もしていかなくちゃならないというふうに思いますけども、この辺のとこ、どう思いますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員のおっしゃるとおり、職員の退職後の処遇について、いろんなご意見ありがとうございます。

私どもとしても、再任用制度が当初導入された当時は、年金の一部が65歳に繰り上げになるとこの状況でスタートしたものでございます。現在においては、もう既に一部は65歳、残りの部分についても年々支給年齢が上がっていくという状況でございます。そのようなことから、再任用制度についても見直しが必要であるというのは感じてございます。議員ご指摘の点も踏まえまして、短時間にはなりますが、検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、よろしくお願ひします。そうすることによって、退職予定者も安心することじゃないかなというふうに思ってます。

再任用の希望調査ということで、その希望に応じて再任用を選考して再任用するということでございますが、退職予定者の希望はもちろんのことですけども、退職予定者に対して、頼むからあと1年残ってくれ、頼むからあと1年残ってくれといって、執行部の方から呼びかけたような再任用者はいるかどうかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私のほうからお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、再任用の給料の規定の中で、事務職で2名ほど、この3級ではない級を使ったという者を説明したかと思います。その2名につきましては、特定の業務、町としてどうしてもその方にやっていただきたいということで、再任用の申し出を町からお願ひしたという経過がございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 先ほどから何回も言ってますけども、誰でも、退職しないでもう少し役場で働きたいというふうな退職予定者が、数多く中にはいるかと思います。退職するという人は、高校卒業、大学卒業、いずれにしても40年前後行政に携わってる経験を持ってるということ。こういった経験を大きく行政に反映していくために、どんどん退職予定者にこのような呼びかけをして、後輩の職員を育成していくということがこれから大事かと思います。

というのは、今民間が景気がよくて、公務員を望む就職者がいないというのが現状です。そうした中で、県庁なんかも年齢要件を下げて、社会経験の多い職員を新たに採用するというふうな努力をしてます。宇都宮市などは、採用要件には年齢要件のみで、学歴は一切問わないというふうな採用の呼びかけもしてるということ。懸念されることは、どんどんどんどん民間に行っちゃって、行政職に希望する人がいなくなっちゃうと。こうしたときに、行政としても随分人材不足になってしまふんじやないかと。

技術を要するような中小企業、あるいは大手企業でもそうかもしれないんですけども、65歳までは働けるんだと。会社でいてくれと、来てくれと。なぜかというと、そういった職場を取りまとめる人が欲しい、経験豊かな工具が欲しい、部下を指導してもらいたいというふうな観点から、そういうふうに会社から積極的に呼びかけられているということです。

上三川町でも、公務員関係でもそういった時代にこれから入ってくるんじゃないかということです。今からそういう部分に取り組んでもらって、積極的に再任用、定年退職者を優遇し、豊かな経験をより行政に反映していってもらうような方向で町でも進んでいってもらいたいな这样一个ことを希望いたしまして、1点目の質問を終わりにさせていただきます。

次に、第2点目、重要な公の施設の長期的かつ独占的な利用状況について伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

公の施設につきましては、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設となり、利用することについて正当な理由がない限り拒んではならないとされています。また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならないとされております。そのため、地方自治法では条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期的かつ独占的な利用をさせることについては議会の議決事項とされています。

本町において条例で定める重要な公の施設等は14区分あり、長期的かつ独占的な利用をさせることについて議決した施設は、「上三川町農産物加工生産組合ゆうがお」が利用する農産物加工所、1施設となります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町が議会の3分の2以上の議決を得てやった、その独占的利用の農産物加工所であります。独占的利用をしている中で、町としてはどのような効果がもたらしているのかということでお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。農産物加工所で独占的に利用させた効果ということでございますが、ゆうがおに独占的な利用を行った以降、ゆうがおにおいてみそ玉やピクルスといった新たな加工品が開発されているというような状況にございますので、一定の効果は発現されているものだと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 一定の効果は上がっているということで、有効利用しているというふうなことで理解しておきます。

そして、公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例っていうことで、農産物加工所は過去において追加項目として町の重要な施設の位置づけになったわけでございますが、この条例の第3条について、「次に掲げる公の施設について、5年を超えて独占的な利用をさせる場合は、地方自治法第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない」というようなことで、11項目挙がってます。公民館、図書館、体育センター、武道館、公園、コミュニティセンター、社会福祉関連施設、上三川町いきいきプラザというふうなことで羅列されてますけどもが、こういった11の項目、例えば公民館、図書館、体育センター、武道館、上から申しましたけどもが、こういった施設の独占的利用っていうのは町ではどういうふうに考えてこの条例に施設として載せたのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 14の分類がございますが、正直、私、この条例が制定されて、当時はまだこの条例の存在自体を知らなかったということもございまして、その後、改正を重ねて現状の条例の形になってるのかと思います。

基本的には、こちらの14の種類と言ったほうがいいんですかね、施設数自体は14ではございませんので。基本的には町民に貸し出すような施設を分類してるんかと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私もこの3条の重要な施設で独占的に貸すことができますよというふうな施設を、11並んでるんですが、公民館、図書館、体育センター、どういうふうな貸し出し方を想定してこういった施設に載せたのかなと、条例に載せたのかなということが聞きたかったものですから、今聞いてるわけなんです。

例えば公民館あるいは図書館といった場合に、どういった独占的利用のされ方があるのかっていうこと、この2点に絞ってお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 大変申しわけありません。条例改正時の逐条解説ですね、それは手元にはございませんので、その中身についてはその当時どのような考え方のものに追加したかは私の知るところではないんですが、こちらの11施設につきまして、それぞれ貸し出しの形態は違うのかなと、施設の名称を見ると思っております。

例えば公民館ですね。公民館ですと、会議室等、部屋ごとに貸し出すという形になるかと思います。図書館ですと、基本的には図書の貸し出し、それと図書館には学習室等もございます。その学習室自体の貸し出しというのも場合によっては考えられるのかなと思っております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 大変失礼な言い方かもしれないんですけども、この条例を改正するときに重要な公の施設の長期的、独占的な利用、5年を超えて独占的な利用をさせる場合には云々というふうにありますけども、ただこの公共施設を羅列して載せただけなんじゃないかと思います。独占的利用させるための内容っていうのを把握しないで、ただ載せただけなんじゃないか。だったら、必要な施設だけ載せて、必要になったらば今度条例改正して追加すればいいんじゃないかというふうに思ってたもんですから、今でもただ載せただけなんじゃないかなと思ってますけども、そこら辺とこの目的が何かしつかりあって載せたのかなということを聞きたくて、今回の質問に入らしていただいたわけなんですけども、特に利用のさせ方はないということで、今のところないということでおろしいんですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私、先ほど答弁したとおり、逐条解説等は今持っておりますので、その改正時、どのような考え方のものにこの改正条例を出したかっていうのは私も存じ上げていないということは申し上げたいと思います。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 公共施設でございますので、原則的には町民が常に一般的に利用できるような状態にしておかなくちゃならないという形の施設でございます。そういう施設ですので、長期、独占的な契約というのがあっては困るのでそこに載っているというふうにご理解いただければと思います。ですから、長期、独占的な利用をする場合には、議会の議決を経て5年以上の契約を結ぶんだということですので、公共施設をつくった場合には重要な施設ということでその部分に載せていくというのが原則かと思います。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、こういった重要な施設なもんですから、安易に長期、独占的な利用をさせてはならないということで、独占的な利用をさせようというときは議会の議決を経て慎重に判断しなくちゃならないからここに載せたというようなことで理解してよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 ええ、今おっしゃいますように、公の施設ですので、原則的には町民が全部利用できるというのは原則でございます。そこを長期、独占的な利用をさせるんだっていうことになれば、当然町のほうから提案していただきまして、議員の皆様の3分の2以上ですか、の同意を経て貸し出すということになってるということでございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、わかりました。いずれにしろ公共施設なもんですから、公共の増進のために福利をもたらすというふうな利用をさせていくというようなことで、ここにある意味での意味合いで載せたということで理解いたします、時間も少ないもんですから。

最後にですね、先ほど第1点目で申しました再任用制度について、積極的に退職予定者に有意義な再任用を今後ともしていただければというふうに思っています。

以上をもちまして私の質問を終わらしていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時、再開いたします。

午前1時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 午前中の志鳥議員の答弁の中で、長期独占契約につきましての議会の同意、これが議員の3分の2と私、申し上げましたが、3分の2以上の同意を求めなければならないのは特に重要な公の施設ということになっておりますので、条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせることは通常の議決となりますので、2分の1以上ということになりますので訂正させていただきます。

○議長【田村 稔君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 通告に従いまして、私からは2点の質問をさせていただきます。

まず第1点は、こども医療費助成の対象年齢を拡大する考えはないかということです。

こども医療費助成の対象年齢の拡大、子育てのあり方は地域に応じて地域ごとの特色があつてよいと思われますが、地域の特性によって異なる体験を求められる保育サービスなどと違い、子どもが医療にかかる必要性及び必要な治療は、どこに住んでいても同一であるべきと私は考えております。

本件においても5市5町が実施しており、来年度より下野市もスタートします。28年度の一般質問においても、2年前になりますが、2人の同僚議員から質問がありました。それを置いて、こども医療費助成の対象年齢を拡大する考えはないかを聞きます。答弁を願います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町では児童医療費助成の対象児童を、出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日ま

での間にある者としております。県内では助成の対象を18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大している市町が10ございます。その状況を踏まえつつ、同じように助成の対象を拡大した場合にかかる町の財政負担について研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ただいま町長からの答弁をいただきましたが、前、同僚議員が質問したその答弁にですね、「補助制度の見直し、県内一斉の現物給付年齢の引き上げ等の働きかけを行ってまいります」っていう答弁があったと思うんですが、その働きかけはどのような働きかけをしましたでしょうか。

それと、その働きかけに対して県のほうはどのような返答があったかを伺います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 町村会等でもこの話題が出ることがあります。それで、各市町の考え方はさまざまですが、ただ県のほうの考え方というのはですね、やはりまだ現物給付を未就学児から小学生までに拡大したところであるので、その先の答弁は県のほうからはいただいておりません。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ありがとうございます。

今、町長のほうからもお話をいただきましたように、10の市町ですね、が現物給付をやっておりますけれども、町としては上三川町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町の、上三川町はまだやってません、すいません。芳賀からですね、5町がやっております。この5町の一般会計の予算と、それから財政力指数とかを比べたときに、本町はどうなのかなって、厳しい状況なのかなっていうふうなことをちょっと考えてるんですけども、例えば今18歳まで延ばしたときにかかる負担っていうんですかね、子どもの人数とか、それから費用、費用というか予算はどのくらいかかるかを、わかる範囲で結構ですのでお知らせください。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。先ほど町長の答弁にございましたように、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大した場合ですね、その場合の対象人数でございますが、当方では一応、約およそ1,000人から1,100人を見込んでおります。それにかかる財政負担でございますが、28年度、29年度の中学生にかかった助成額、こちらがおよそ2,600万円で、そこから推計しますと、他の先行して実施してる自治体のお話を聞きますと、およそ中学生の8割ぐらいが高校生にかかる助成費用だというようなお話を伺っておりますので、先ほどのおよそ2,600万円の8割で約2,100万円の財政負担の増が見込まれております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。下野市のお話を聞くと、下野市、人数とか予算とかをすると、大体やっぱり半分ぐらい、上三川、半分ぐらいっていう感じを受けます。下野市も始めるときには市長の思いがそこにあって、やはり子どもにはそれをかけるべきだっていうふうな思いがあつてできたように聞い

ております。

18歳まで例えば医療費を延ばしたときに、やはり問題点もあると思うんですね。その問題点は何かっていうと、やっぱり財源確保、それから、無料で病院にかかるので何度も病院に行ってしまう。簡単に行ってしまう。俗に言うコンビニ受診って言うんですかね、そのコンビニ受診とか、それから自治体ごとの競争とかってそういう問題がいろいろ考えられると思うんですけども、コンビニ受診に関してはですね、ことしの4月から子育てのあり方で、子育て期における切れ目のない支援を行う「しらピヨ」っていうのが始まりましたね、スタートしました。そのしらピヨが設置されて、私も4月にその広報紙を読んで、しらピヨができたっていうことを読んだときに、ああ、すばらしいのができたんだなっていうふうにちょっと感動して見てたんですけども、そのしらピヨを大いに活用して医療関係と連携をしたりとか、それから、お母さんは赤ちゃんを産んだときには、もうベテランのお母さんではなくてゼロ歳なわけなので、赤ちゃんがゼロ歳であつたらお母さんもゼロ歳なんで、ゼロ歳のお母さんにやっぱり子どもっていうのはすぐ病院に連れていくんじゃなくて、お母さんが聞くところもあるので、こういう状態で赤ちゃんがこういう状態なんんですけど、どうですかね、病院行ったほうがいいですかねっていう相談できる窓口もあるということとか、そういうことをそういう窓口で知らせていくって、支援体制とか環境整備をしていくっていうのは必要性だと思うんですけど、その辺のことを、しらピヨができた担当課の課長としてはどのように感じておりますか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 しらピヨ、健康課のほうで担当させていただいております。この4月から新たに始まった仕組みでございます。ただいま議員おっしゃいましたように、妊婦の時期から切れ目なく、小学生までの間つなぐということで始めたものでございますが、現時点、まだ窓口へ妊娠届を出しに来た方に対して、まずいろいろなアンケート調査などを行いまして、不安なものがあるか、そういうことを聞き取りしまして、それについて例えば即医療機関につなげるということではなくて、できるだけ町の保健師ですとか助産師、そちらのほうでいろいろな悩み事を聞いて、解決できる手段について相談に乗っているという状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 まだまだ4月に始まったばかりなので、その体制づくりっていうのはまだまだこれから先だと思うんですけども、やはりお腹にいる赤ちゃんの、お母さんのときからこういうシステムっていうのを構築していくっていうことで、病院、コンビニ受診みたいなことがなくなるような体制っていうのをね、今後つくっていけるような状態ではないかなと思います。

ほんとに18歳までにほんとに必要なっていう、そういう意見とかっていうのはあると思うんですけども、今回私たち、公明党としてアンケートをとった中で、やはり中3で終わってしまって、そこからぐんって費用がかかってしまうっていうような、お母さんのそういう意見も聞いておりますので、これはですね、ぜひできることならば18歳以上に、同僚議員からも何度もそういう質問が出てるっていうことは必要なことじゃないかなって私も思いますので、ぜひぜひ町長、どうでしょうか。この18歳まで考えられる余裕、余地はありますかね。その辺をもう一度伺います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 子育て支援ということで今、海老原議員から18歳までの医療費っていうお話をいただいております。

子育て支援、先ほど福祉課長のほうから申し上げましたように、2,000万ぐらいの予算が必要というふうな答弁がありました。果たして18歳まで医療費を拡大するのが子育て支援として一番適しているのか、本町としてそのほかに、先ほどしらピヨのお話、させていただきましたけど、いろんな子育て支援策があろうかというふうに思います。

先ほど最初の答弁で研究と申し上げましたのは、今、健康課、福祉課などを中心に、どういった本町の子育て支援の拡充が可能かということを今研究している最中であります。その研究の後に、例えば18歳までが一番いいのではないかというふうな意見が庁内でまとまる可能性もありますが、いろんな今研究をしてる中で、本町に一番適した子育て支援ということを考えていきたいというふうに思いますが、監査委員のお言葉にもありましたように、非常に経常収支比率が高まりしてるので、やはりこの財政事情の中で有効な支援策を打ち出していくのには、それなりの覚悟と努力が必要だというふうに思いますので、先ほどと重なってしまいますが、いろんな方面から研究をしてまいりたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい、わかりました。研究、子育て支援の子育てがどういうのがいいかっていうことを研究なされてるっていうことなので、その研究が私たちにもわかるような研究になっていただけたらいいなっていうふうに思います。

本当にだんだんだんだん子どもも少なくなってきますし、働いてるお母さんも多くなってきたりとかする中で、ほんとにいろんな子育ての支援の方法はたくさんあると思うんですけども、やはりお金が一番お母さんたちにとっては、かかるのが大変っていうのが多いと思いますので、その研究の中でもしこの18歳までの医療費っていうことが可能であればぜひお願いしたいなと思って、その研究を楽しみにして第1番目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、健康対策について、私のほうから5点の質問をさせていただきます。

まず、本町における受動喫煙対策はどのように行かれているか。

2、健康ナンバー1を掲げて健康対策に取り組んでいる本町の公共施設の受動喫煙対策はどのようになってるか。

3、町内飲食店の禁煙及び分煙の把握状況はできているのか。

4、4年後に本町で開催される国体に使われる施設の受動喫煙対策はどのように考えているか。

5、小中学校における児童生徒に対する喫煙防止教育は行われているか。また、行われてるとしたらどのような内容か。

この5点をまず伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 私のほうから、最初の1番目、2番目、3番目についてお答えをさせていただ

きます。

ただいまご質問の、まず1点目についてお答えいたします。

たばこの煙には、喫煙者が直接たばこから吸い込む煙の主流煙、たばこが燃焼するときに出る煙の副流煙、喫煙者の息から出る煙の呼出煙の3種類があり、喫煙しない方が副流煙と呼出煙を吸わされることを受動喫煙と呼んでおります。特に副流煙には、主流煙に比べニコチンが2.8倍、タールが3.4倍、一酸化炭素が4.7倍も含まれているなど、有害物質の濃度が高いことが知られており、副流煙を吸い込むことで呼吸器疾患などのさまざまな病気のリスクが高くなるなど、健康に悪影響を及ぼすことがわかっております。

本町におきましても、町民の健康維持を図ることを目的として、平成28年7月から上三川町禁煙さわやか施設登録制度を実施し、町内の受動喫煙防止対策に取り組む施設等を上三川町禁煙さわやか施設として登録し、及び公表することにより、施設管理者等の受動喫煙防止に対する取り組みを促進しております。現在の登録施設数は52施設となっております。

また、町内の小学5年生、6年生を対象に、たばこの害について正しい知識の習得を目的とし、保健師が講師となって禁煙教育を実施しており、たばこに含まれる有害物質や、喫煙が心身の健康に及ぼす悪影響についての啓発をしております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

1点目の答弁で申し上げた、上三川町禁煙さわやか施設登録制度において25施設の公共施設が登録されており、うち13施設が敷地内全面禁煙、12施設が建物内全面禁煙の登録となっております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

同じく上三川町禁煙さわやか施設登録制度において、2店舗、2つの店舗ですね、の飲食店から建物内全面禁煙をご登録をいただいております。その他の飲食店の禁煙及び分煙の状況につきましては、現在のところ把握はしておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 4点目のご質問についてお答えいたします。

国体開催施設の受動喫煙対策については、各開催県の受動喫煙防止対策指針や、各県国体準備委員会が定める国体医事・衛生基本計画等の中で対策の方針が示されております。とちぎ国体の開催については、平成30年度の健康増進法の一部を改正する法律に基づき、県国体準備委員会が定める医事・衛生基本計画等において、受動喫煙防止の方針が示されるものと思われます。

本町においては、これら法令や方針にのっとって、今後細心の注意を払い、受動喫煙防止対策を講じていく必要があるものと考えております。

続きまして、5点目の質問にお答えします。

小学校においては、5年生を対象に健康課の保健師による喫煙教室を実施しております。主な内容としましては、喫煙が健康へ及ぼす影響についての説明等になっております。また、6年生では学級担任が保健の授業で喫煙の害と健康について学び、受動喫煙を例に挙げ、喫煙を禁止したり制限したりする場所がふえていることも学習しております。

中学校においては、主に3年生の保健の授業で、未成年者の喫煙が依存症になりやすいや、ニコチン、タール等の有害物質が肺がんのリスクを負うこと、さらに妊婦の喫煙が胎児の発達に悪影響を及ぼすことなどを学習しているところでございます。また、学級活動や学年集会等で未成年者による喫煙は違法であることとともに、健康被害についても指導しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。受動喫煙、先ほど町長の説明にありましたけれども、受動喫煙を考えたときに、煙を吸うというような言い方を町長はおっしゃってましたが、私から言わせると、吸わされるというような言葉のほうが合ってるような気がします。

日本の国民の8割が非喫煙者で、2割がたばこを吸ってる方ですね。私の後ろに議員が16名いますけども、16名のうちに4名がたばこを吸ってる方なんで、約やっぱり2割強というのは合ってるっていうことなんですね。

それで、下野新聞にですね、「受動喫煙、なお改善必要」っていう栃木県のものが、こういうものが出来たんですね。それで、職場や遊技場、家庭、学校の4つの場所で、受動喫煙が全国値を上回ってるっていうことなんです、栃木県がですね。これですね。データヘルス計画っていうところに、禁煙、禁酒状態は、禁煙率が13.6%、県同規模町よりも高くなっていますっていうところが書いてあるんですね。ってことは、上三川っていうのは県で国よりも高くて、じゃあ、上三川は県よりも高いんだから、上三川は国で一番高いっていうように捉えられるような、単純に言うとですね、そんなふうに感じて、やっぱり受動喫煙っていうのはもっと真剣に取り組んでいく対策ではないかなっていうふうに私は考えております。

そしてですね、ちなみに6畳の部屋でたばこを1本吸うとですね、吸ったときの粉じん濃度は、PM2.5に覆われた北京と同じ状態。北京、ちょっと問題になりましたよね。あれと同じ状態だっていうことなんですよ。そのくらいたばこの害っていうのは今問題になってるっていうことで、そして、人間はおよそ27メートルの先の煙のにおいを何となく微妙に感じる。しかし、粉じん計はおよそ40メートル離れたところでその粉じんを感じるっていうことなんです。そうすると、においが感じたときには既にもう吸ってるってことなんですね。

だから、そういうことを考えたときに、外で吸うのはオーケーですよ、中で吸わなければオーケーですよっていうふうな、公共の施設の中で、そういう8割の人がたばこを吸わない人たちの集まりだと考えたときに、やっぱり公共の施設っていうのはどうなのかなっていうところを感じます。

そしてですね、健康ナンバー1を取り上げてる本町ですね。同僚議員の中に大手企業に勤めてる方がいらっしゃいますが、大手企業は健康対策というか保健対策っていうんですかね、敷地内外、全面禁煙です。健康ナンバー1を掲げる本町は、その大手企業の取り組みをどのように考えますか。そしてまた、本町にも取り入れる考えはありますか。町長、伺います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で申し上げましたように、平成28年7月から禁煙さわやか施設登録制度を策定し、実施してることであります。敷地内全面禁煙をしているところばかりではない、建

物内全面禁煙としてるところも本町の施設としてございます。

今現在ですね、その施設を全て敷地内全面禁煙にできるかどうかっていうのは、まず検討はしなきやいけないとは思いますが、健康度ナンバー1、健康度アップ、そのための施策としてはいろいろ検討していかなきやならないとは思っております。これからも町民のため、また、その町民の皆さんのが健康度アップに力を注ぐ覚悟には変わりございません。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 公共施設の13施設が敷地内全面禁煙、12の施設が建物内禁煙っていうことですね。本庁は敷地内全面禁煙ではありませんよね。たばこを吸うところもありますので、本庁は12の中に入ってるっていうことですね。その辺をちょっと確認して。

そうですね、先ほど健康、健康ということを中心によっているんですけども、厚生労働省が出た禁煙支援マニュアルの中ですね、今健康を考えるときに生活習慣病っていうのは取り外せないところがありまして、生活習慣病の原因っていうのは、2011年9月に国連において、非感染性疾患ということでNCDっていうことで、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患のその4つが日本で言われる生活習慣病というものに挙げられてるんですね。その中、そのところの、これはたばこに関するものだからかもしれないんですが、たばこが一番最初に挙がってくるんです。ほかのやつも調べても、たばこっていうのは必ずそこに入ってくるんですね、生活習慣病を治していくましょうっていうときに。

本町はですね、私、健康と食事面の、ヘルスアップウォークとか、それから私は今、参加させていただいている簡単フィットネスとか水中ウォーキングとか、そういう体操のことはすごくやってらっしゃって、それから減塩とか、それから糖尿病の食事とか、そういう食事面のことでも町民に対して投げかけはしてくれてるような感じがします。私自身がたばこを吸わないこともあるせいなのか、禁煙とか受動喫煙とかそういう問題に対して、そういう講習会とか研修会とか、そういうのに出会ったことがないような気がしますが、そういう対策はどうですか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。ただいま議員おっしゃいましたように、町としまして禁煙関係についての講習会のようなもの、今まで開催したことはございませんでした。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その生活習慣病を治すっていうことで一番大切なものは、確かに4つ、運動、食事、それから飲酒、禁煙、この4つなんですね。運動と食事だけをやっても、何か片手落ちのような気が私はします。その辺のところを今後はちょっともうちょっとやっていただけたらいいんじゃないかなっていうようなことを思います。

そしてたばこ税、たばこ税っていうか税金ですね。約3億弱のたばこ税が本町には入ると思うんですけども、前回健康課のほうに行って、たばこと病気の因果関係を調べたデータはありませんっていうお話をいただいたので、国のデータしか私は持ってこられなかったんですが、2018年9月3日の日本経済新聞に、2015年のたばこの害による損失額は、医療費を含めて2兆500億円。厚生労働省の研究班の推計でわかったんですね。最も多かったのは、喫煙者の医療費1兆2,600億円。損失額の

半分以上がたばこを吸う人の医療費でかかるんです。そのほかに、受動喫煙が原因の医療費は3,300億円。私たちは吸わされてるたばこで病気になって、これだけの多くの医療費がかかります。歯の治療には1,000億がかかります。

それで、2015年の財務省のたばこ販売による税収は2兆1,900億円。そうすると、医療費の2兆5500億円と税収の2兆1,900億円、とんとんぐらいいってことなんですね。ただ、上三川はもうちょっと国から比べたら多いわけなので、そういうのをやってたら、税収のことも大切ですけれども、それぐらいお金はかかるってんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺のことをどのように考えますか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、申しわけありません、先ほどのご質問の中で、説明会、研修会のようなものをやってるかっていうことですが、先ほどそれに特化したものはやってないということでご説明しましたが、実際にはそれに関連しまして、健診ですかそういうときの結果説明会の中で、禁煙関係、喫煙の危険性などについては病気につながるということなどを含めましてご説明、町民の方にご説明のほうはさせていただいております。

また、ただいまの医療費にかかわる問題につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、非常に大きな問題であると思います。ただ、それを直接的に減らしていく方策としましては、やはり健康課としましては、町民の皆様に対しまして健診の受診によります早期発見、早期治療、それとそこに至るまでの事前のこととしまして、例えば喫煙である場合には喫煙の危険性、この後、自分の生活においてどのような今後影響が出てくるか、その悪影響について事前に、先ほどのような結果説明会などの場を通して周知していくという方法かなとは思います。

また、例えばもうちょっとお若い、例えば妊婦さんですか、小さなお子さんをお持ちの保護者の方、あるいはそういう方がいらっしゃる家族の方などに向けましては、例えば妊婦さんにつきましては妊娠届に町にいらしたときに、そのときの例えばアンケート調査の中で喫煙の状況ですか、家族の喫煙の状況ですか、そういうものについての問い合わせがありまして、その中で本人あるいは家族が喫煙していることであれば、その喫煙の影響、やめてください、赤ちゃんに影響ありますよという、いうようなことを説明させていただいておりますし、先ほどの例えば学校におきます禁煙教育、その中でも禁煙教育やった後の児童から出ましたアンケートなどによりますと、喫煙の危険性をよく理解できたと。うちの家族は喫煙者がおりますので、うちに帰ってそのことを家族に話したい、禁煙を勧めるようにしたいというような、お子さんを通して、児童を通しての家族への禁煙教育というようなものも実際にはできるかなと思います。

そのように、ちょっと外側からの教育という形になってしまいますが、そのような形で禁煙、受動喫煙防止について努めていきたいと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 上三川町第3期国民健康保険の、これですね、このブルーのやつ。これの中の、「生活習慣病予防のための知識の普及啓発」っていうところがあるんですけども、その中に、生活

習慣病予防のためにはどんなことをやりますかみたいなことが書いてあるんですね。「イベント等の活用」、「ふれあい福祉まつり及び食育フェスタにおいて、生活習慣病及び食に関する展示を行い、知識の普及啓発に努めます」。次、「健康教室、運動教室の推進」、「栄養改善の推進」、「地域組織活動の活用」っていう4つしかないんですけど、生活習慣病の中に言いましたのは、先ほど運動、食事、たばこ、酒の4つになるんですけど、この中にたばこのことが一切出てきてないと思うんですけど、それは入れる必要がないんですか。その辺をちょっと伺います。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画につきましては、国民健康被保険者の健康、医療情報を活用し、被保険者に対して効果的な保険事業を実施するための計画でございます。禁煙対策につきましては、生活習慣病予防事業の一環として、事業の実施主体であります健康課と連携を図りながら推進している状況であります。

なお、具体的な方策につきましては、町民の健康に関する各種施策を総合的に推進するための指針として、現在健康課で策定中の健康増進計画において検討しております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。ただいま保険課長から答弁ありましたように、そちらにつきましては現在策定作業を進めております健康増進計画、こちらは2019年、平成34年から2028年までの10年間の計画期間としてやってるものでございますが、現在は昨年度、関連します町民アンケート調査を行いまして、その結果に基づきまして計画のほう、策定中でございます。そして現在、庁内の策定部会ですか、この後、上三川町健康づくり推進協議会、そちらに諮り、ご意見をいただきながら素案を作成いたしまして、予定としましては11月ごろにパブリックコメントを実施しまして、年度末の策定を目指して現在取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 どうしても生活習慣病というと、糖尿病とか、太ってるとか、運動が大切だとか、そういうもののほうに行きがちですけども、やはりたばこということは百害あって一利なしと昔の人が言ってるように、そのようなものだと私は捉えております。

最後になりますけれども、受動喫煙は自分の意志にかかわらず、他人が吸うたばこの煙を吸わされてしまうこと。たばこというと刺激臭を嫌がる人が多いですが、においというよりも健康への影響が大きいのは事実です。煙に含まれているようのような有害物質ですが、実はたばこの煙には200種類の有害物質が含まれています。そのうち、70種類は発がん性物質です。特にたばこで問題になるのは、喫煙者が吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち上る、ほかの人も吸い込む副流煙です。というのも、副流煙には主流煙よりももっと多くの有害物質が含まれてるからです。主流煙は800度もの高温になるため、有害物質も燃焼されやすくなるので、吸ってる本人は副流煙を吸う人よりも害が少ない。でも、副流煙は低温のために、煙の中の多くの有害物質が残り、それだけ危険な煙だと言えます。

本町は、「健康ナンバー1の上三川」とうたっているので、どうか本町におきましても国の動向を見

てなど言わず、健康ナンバー1の上三川になっていただきたいと思い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時53分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 それでは、通告に従いまして質問を始めたいと思います。

今回、私は、教職員の労働環境について、学校施設・設備の安全管理について、子供の安全確保について、防災対策についての4点について質問いたします。

まず、教職員の労働環境について質問させていただきます。

昨今ですね、さまざまな場面で働き方改革が叫ばれておりますけども、学校においては、部活動の指導やさまざまな教育改革などの対応による教職員の長時間労働が全国的に問題視され、業務の分担、役割の明確化などの負担軽減が求められております。そこで、働き方改革が叫ばれる中、我が町の小中学校教職員の労働時間等の労働環境の現状及び今後の改善方針について、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

政府の号令のもと、各分野において働く人の視点に立った働き方改革が進められております。平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査では、長時間勤務の実態が看過できない状況にあることがわかり、中央教育審議会から、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があると提言されました。町教育委員会でも、ことしの3月に調査委員会を設置し、教職員を対象として実態調査を行いました。この調査では、教職員が平日に勤務時間を超えて学校にいた時間は、小学校では2時間を超えた者が全体の66.6%、3時間を超えた者が24.5%であり、中学校では、部活動を除き、2時間を超えた者が52.8%、3時間を超えた者が27.1%となり、おおむね全国調査と同様の傾向であり、改善が必要と考えております。また、この調査を受け、町教育委員会では6月に教職員、保護者、地域の代表者からなる学校における業務のあり方検討会議を設置し、望ましい業務のあり方について、これまで当然のように取り組んでいた内容も含めて協議を進めてきたところです。現在、協議された内容を取りまとめており、10月を目途に業務改善方針を策定する予定であります。中央教育審議会の提言にもありますが、学校の働き方改革を進めるためには、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関の皆

様のご理解とご協力が欠かせません。教育の質の確保のためにも、各方面にご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 教育長の答弁のほうで、小中学校教員別に時間外勤務の実態を教えていただきましたけども、時間外勤務がふえる要因は何だとお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 さまざまな要因が考えられるかと思いますけども、まず、最近、加速度的に進められていく教育改革への対応というようなこと、さらには、今後進められるであろう小学校における外国語の教科化やプログラミング教育、ＩＣＴを活用した教育など、新たな教育への取り組みということ、これは本来の教員の職務であるので、これは避けて通れないものではないかと思います。さらには、最近は個別の対応を必要とする児童・生徒が増加してきつつあるというようなこと、さらには、福祉的課題を持つ児童・生徒への対応等、さまざまなもののが考えられるかと思います。特に中学校においては、もうご存じのように、部活動の指導なども大きな要因となっているかと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 教育長のほうから、部活動の指導ということが出ましたけども、先ほどの平均時間外勤務の中には部活動に従事する時間が含まれていなかったと思うんですけども、部活動を含めると、もしくは部活動だけでもいいです。どのくらい部活動に係る時間外勤務が実態としてあるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 調査については、小中学校とともに比較する上で部活動を除いた調査になっておりますけども、部活動についての実態について申し上げますと、平日の活動日数については、5日間のうちの4日以上活動している教員が約80%というような実態がございます。また、部活によっては週の活動日が3日とか2日とか、そういう場合もございますけども、実態としてはそのような実態がございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうしますと、やはり一番の要因は、部活動の指導だと断言もできますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 部活の指導が多くの時間をとられているということもありますけども、それだけには限定できず、さまざまな校外での指導、あるいは登下校の指導、さまざまな業務が教職員の勤務を圧迫しているといいますか、そういう状況があるかと思います。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 昨年の議会ですね、先輩議員の質問に対する答弁で、部活動手当の支給額がですね、2時間以上で1,250円、4時間以上で2,500円、6時間以上で3,750円という答弁

があったと思うんですけども、私が感じる限り、非常に少ないのかなと思うんですけども、現在はその額は変わってないんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 現在も同じ状況でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 やっぱり少ないなと感じるんですけども、それは部活動手当ということで出ているということでしたけども、教職員の方に部活動手当以外にさまざまな手当が支給されてるかと思うんですけども、その手当の種類と、また、その支給の基準、教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 教職員のさまざまな手当ということですけども、教職員には一律に給与の4%、教職調整額が出されております。そのようなことから、教職員の残業について含められるのは、職員会議による勤務の延長、あるいは高校などの実習の指導、さらには、修学旅行などの学校行事、さらには、児童・生徒の緊急事態が生じたような場合の時間外の勤務というような、そちらが認められているだけでございます。詳細については課長のほうからまたお知らせします。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 手当についてなんですかね、教職員であっても公務員ですので、通常の給与に伴う手当のものは支給されております。ただし、教職員の勤務実態の特殊性があるものですから、時間外勤務の手当は支給されておりません。そのかわりに、先ほど教育長のほうからお話がありました給与の調整額という形で出されているものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それではですね、部活にまたちょっと関係する話なんですけども、土曜日やですね、日曜日もですね、部活の指導などで休みがないような教職員もいらっしゃるようなんんですけども、その分、代休というのはあるんでしょうか。また、教職員の休暇の種類ですか、夏季休暇とかいろいろあると思うんですけども、それを教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動指導に伴う代休というのはございません。そのかわりに部活動手当が出されているところでございます。そのほか休暇というのは、通常の年次休暇、あるいは特別休暇等がありますけども、部活動、その他教員のそれぞれの時間外勤務に伴う代休というものはございません。ただ、修学旅行などで引率したり、あるいはキャンプなどで引率した場合には、振りかえというようなことで休暇を取得することができます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 やはり聞いてますと、教職員の方は結構大変な環境で働かれてるのかなと感じる部分もあるんですけども、教職員のですね、負担を軽減するためにですね、校内清掃や部活動指導をですね、学校から切り離してはどうかという意見もあると思うんです。特に部活動についてお聞きしたいんですけども、私も中学校のときですね、今から約30年前ですけども、野球部に所属しておりまし

て、当時を振り返ってみると、1年のうちですね、休んだのは正月ぐらいだったような感じで、夏休みは朝の8時から夕方まで、平日、授業があるときはですね、朝の7時から朝練をやって、授業が終わったら、放課後また日が落ちるまで練習という感じで、夏なんか日が長いので7時過ぎまでやってたような記憶があります。当然、顧問の先生はその間つきっきりで指導していただいたわけですけども、部活の指導後ですね、私たちが帰宅した後にそういった通常の仕事をこなしてたんでしょうから、一体1日何時間働いてたのかなと、今思ってもですね、ちょっと感じるんですけども。当時は練習のハードさにですね、その顧問の先生が鬼に思えたこともありましたけども、今思えばよい思い出というか、現在、私がこうしてあるのも、熱心に指導してくれたその顧問の先生のおかげだと思っております。そうした経験、思いからですね、確かに教職員の負担を軽減するのは必要だと思います。だからといってですね、中学校の部活を学校から切り離すというのは、少し乱暴というか、ゼロか百かとか、切り離す、切り離さないとかの議論じゃなくてですね、例えば、休日を週何日設けるとか、活動時間の上限をですね、設けるとか。また、先日の報道によると、文科省がですね、来年度予算の概算要求で部活動指導に1万2,000人配置する財源を盛り込むという報道もありました。そういったことで指導者をですね、ふやすとか、現状を踏まえた上で子供たちの受ける影響などを考慮して、どこに着地点を見出つか。言葉は適切かどうかわかんないんですけども、落としどころを探すというような、そういった考えが必要なんじゃないかなと思うんですけども、そのあたり、教育長はどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 現在、本町では、部活動のあり方検討会を設置して、町としての指針を立てることで準備をしております。昨日あたり、県の指針なども出されて、国、県の指針が出された、それらを受けて町の指針ということですけれども、やはり部活動も人格形成上非常に大きな意義がある。ただし、大きな負担になってるということも事実なので、やはり持続可能な部活動というようなこと、それには外部の指導者、あるいは地域の指導者などもご協力をいただくことも必要であろうと思いますし、また、部活動の休養日を設置する必要がある。そのようなことも出されております。週に2日程度の休養日ということ、あるいは平日は2時間以内とか、いろいろ指針が出されておりますけども、これも保護者の皆様、地域の皆様のご協力をいただきながら、そんなに休んでたんじや強くなんないよっていうような考え方もあるでしょうし、さまざまな考えがある中で、多くの保護者、地域の皆様のご理解もいただきながら進めていかなければなりません。そのように感じております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、今後もいろいろ文科省とか県のほうからいろいろ来るでしょうから、それに準じたようなですね、ことで、いろいろ今後も検討していっていただければと思います。

それと、もう1点なんですけども、教職員の労働環境ということで、幾つかの学校では教職員の駐車場が離れてるところが、結構校舎からあるという意見もあるんですけども、やはり先ほど聞いたように、時間外勤務かなりしてたりとか、ちょっとと労働条件が結構厳しかったりもするんで、そこら辺、負担を軽減するという意味でもですね、できるだけ近くに駐車場なんか設けてはいかがと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 現在ですね、学校では、過去に学校敷地内で起きた事故をもとに、子供の動線と先生方の車の動線が交差するような狭い駐車場しか設置できないような学校につきましては、学校敷地内に教職員の駐車場をなかなか十分確保することができない学校につきましては、学校の敷地の外に駐車場をお借りしておられるという現状にございます。こちらにつきましても、本来であれば学校の敷地内に先生方の駐車場を確保できるのが一番望ましいのかもしれません、まずは子供たちの安全を第一に優先させたいと思いますので、学校の敷地内への乗り入れについては今までと同じような考え方でいきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 まずは、やはり児童・生徒の安全が一番ということでしょうけども、いろいろ、そこですね、いろいろ方法はあると思うんで、いろいろ検討していっていただければと思います。この件については、きょうはここで終わりにします。

今、いろいろですね、教職員の働く環境とか教育長のお考えなんかもお聞かせいただきましたけども、働き方改革と一言で言いますけども、あらゆる業種がありですね、全てを一くくりにはできないと思います。特に学校はですね、教育の場であり、人間対人間、児童・生徒の将来がかかってるわけですから、難しさはあると思います。これは我が町だけの話じゃなくて、全国的な話ですので、今後、先ほども言ったように、文科省とか県からもいろいろさまざまな方針なりが降ってくると思いますけども、それに伴い業務とか用務量もふえるとは思いますけども、町長、教育長を初めですね、関係職員、そして、現場の教職員の皆さんもいろいろ大変でしょうが、引き続きのご尽力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

学校施設・設備の安全管理について質問します。

ことしの6月にですね、発生した大阪北部地震により、プールのブロック塀が倒壊し、その下敷きとなつた小学校4年生の女子児童が亡くなると、痛ましい事故が起こりました。また、通学のですね、見守り活動に向かっていた80歳のですね、男性も別の場所でブロック塀の下敷きになり、命を落とされました。倒壊したブロック塀はですね、建築基準法に適合していなかったということで大きな問題になりました。また、その事故を受けて全国で点検が行われ、その結果、対処を講じなければならない箇所が幾つも確認されました。

そこで、2点目として、近年の国内における大規模地震等の発生に鑑み、町内小中学校の施設・設備の安全管理はどのように行っているのかお聞きします。なおですね、午前中、先輩議員が同種の質問をしておりますので、答弁が重複する部分についてはですね、簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

町内小中学校につきましては、平成21年度から平成28年度にかけて行われた耐震補強工事や改築工事により、校舎及び体育館の耐震化は完了しております。ことし6月の大阪北部地震の際に問題となつた、塀を初めとする工作物につきましても、6月に点検を行い、法令に適合することを確認しており

ます。学校におきましては、毎月1回の学校施設の安全点検のほか、臨時点検、日常点検を行っており、その中で、もし危険箇所が発見された場合は、修繕や立ち入り禁止等の必要な措置をとり、安全管理を図っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 教育長の答弁の中で、毎月1回点検をしてるということですけども、その点検は、どなたが行っているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 月に1回の定期点検は、全職員で行っております。学校によっては、グループを組んで点検をしたりしているところもございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 要は教職員ということでしょうか。その教職員は、専門的な知識とか、あとはそういった何か資格、そういったものをお持ちの方も中にはいらっしゃるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 教職員が幾つかの点検項目に基づいて実施しております。教職員が特別な資格を持ってるということはございません。通常の点検、あるいは日常の点検などで異常が発見されて、教職員で対応できないような場合には、町教委のほうに連絡をいただいて、専門的な見立てをする場合もございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 毎回毎回、専門家が見るというのも大変でしょうけども、大阪の下敷きになつた事件、あれは、たしか教職員の方がそのブロック塀を点検してたんですね。ただ、その教職員の方はそういった専門家じゃなかつたということで、問題にそれもなつたと思うんです。ですから、毎回だとやっぱり大変なんですけど、やっぱり年に1回とか、半年に1回はですね、やはり専門家なりに見てもらうのも必要なんじゃないかと思うんです。それで、臨時点検もやってるということでしたけども、例えば、きのう、台風来ましたよね。台風来たんで、例えば、そういった台風とか、何かそういうあつた場合ですね、その後どういった点検をしているのか。また、きのう、そういった台風があったと思うんで、きょうあたりそういった点検をしてるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 臨時点検については、きのうのような台風があった場合、あるいは運動会を実施するような場合等、何か特別な行事などを行う場合に実施しております。昨日からきょうにかけての台風については、教職員が校内巡視して異常がないことを確認、今回の件については異常の報告はございませんでした。これについても教職員の見立てですので、不安があるところについては教育委員会のほうに連絡をしていただく、あるいは建築課と連絡をして、見ていただく、そのようなことを進めているところでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 学校敷地内には建物だけじゃなくてですね、遊具とか樹木とかいろいろ、フェ

ンスとかあると思うんですけども、ちょっと伺ったところによると、明治南小学校の校庭に立っていた大きなトチノキですか、それが内部を虫にやられて、高いところから枝が折れて落ちるようになったと。危ないからということで学校のほうが教育委員会のほうに申し出たら、教育委員会の判断ですね、すぐにですね、対応していただいたなんて話を聞いてますんで、やはり児童・生徒の安全が一番だと思うんで、そこら辺ですね、今後もいろいろ迅速に対応していただければと思います。

大阪のあの事故の話に戻りますけども、確かにですね、地震という天災が原因でブロック塀は倒れました。しかし、大阪の女子児童が亡くなったのは、私はある意味人災じゃないかと思います。というのも、先ほどから申してるように、建築基準法に適合していなかったブロックで、専門的な資格を持たない職員が点検をしてたという事実。この2点を挙げただけでも防げた事故なのではないかと思います。確かにいろいろ点検なり専門家にお願いすると、費用がかかったり、人員もかかる話です。しかし、本当に人命より尊いものはないと思います。特に幼い命が失われるだけはですね、防がなくちゃいけないと思っております。午前中、先輩議員の質問の答弁にあったようにですね、宇都宮市とか真岡市ではですね、そういった基準法に合致していないものについてのですね、補強とか、そういった工事に係るものについて補助を出しているということもあるようですので、ぜひですね、我が町でもですね、そういうことを対応をですね、考えていただければと思います。

次にですね、子供の安全確保について質問いたします。

これも5月に事件がありました。新潟のほうですね、小学校2年生の女の子が下校途中に誘拐され、殺害されるという事件がありました。子供はですね、この国の、そして、この町の将来を担う宝だと思っております。宝である子供たちをですね、事件、事故から守るために、やはり学校、行政、地域が一体となり、そういった対策に取り組む必要があるんじゃないかと思っております。そこで、交通指導員の配置について、現状と今後の方針はどのようにになっているのか。

2点目。「子ども110番の家」の設置軒数及び取り組み内容はどのようにになっているのかについてお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

現在、町には14名の交通安全指導員が在籍しており、各小学校の通学路の中でも特に見通しの悪い場所や、通行量が多いといった危険箇所や要注意箇所において、毎朝、子供たちの交通安全にご尽力をいただいております。交通指導員の人数につきましては、町の人口割で見ますと、2,234人に1人の割合となっており、近隣の下野市では交通指導員23名で、2,147人に1人、壬生町では交通指導員15名で、2,638人に1人の割合となっております。近隣と比べ必ずしも少ないということではありませんので増員の予定はございませんが、子供の安全確保については、通学路等へのカーブミラーの設置や道路の改善、スクールガードや地域の安全見守り隊などのボランティアの方々とも連携した、総合的な施策をとってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 2点目についてお答えいたします。

子ども110番の家につきましては、平成19年度から地域ぐるみの防犯活動の一環として始まりました。子供たちがトラブルに巻き込まれそうになったときに安全に避難し、保護できる場所として、ご協力をいただける方に登録いただいております。その内容につきましては、門、玄関等、道路から見えやすい位置に表示板を掲示し、子供が助けを求めてきた場合、家に入れて一時保護し、警察等に連絡することをお願いするものでございます。募集につきましては、毎年、学校単位で行っており、平成30年度の登録件数は253件でございます。今後も地域や関係機関と一体となって、子供たちの安全確保に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 まず、交通指導員のほうからお伺いいたします。

交通指導員になるに当たって、何か資格とか定義みたいなものがまずあるんでしょうか。また、ないんであれば、選任のですね、方法というか、何かそういう基準みたいなものがあるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。交通指導員になるための資格は、特にはございません。なるに当たっては、その人が立つ、指導員として立哨する場所等の、前任の指導員ですね、そちらの方から注意点等を現場でもってご指導いただくというようなことで、前任者の退任に当たっては、ある程度の並行して立哨する期間を設けてるというような措置で対応しております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 交通指導員さんっていうと、朝、通学のときに立ってるというイメージで、現状もそうなんだと思うんですけども、例えば、下校のときなんかですね、立つということはないんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 交通指導員の任命に当たっての勤務条件としましては、毎朝の立哨、それから、町の大きなイベントですね、例えば、マラソン大会、しらさぎ記念大会、そのようなときの交通整理等にご協力いただくということを条件に、任命のほうをさせていただいてます。その中には下校時の立哨までは求めてないのが実情でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 児童のですね、登校、下校、見守り隊の方なんかがですね、朝も帰りもやっていただいているという現状があると思うんですね。そういうことも踏まえて、ある程度交通指導員さんに昼というか、下校のほうも見てもらうことも今後必要なんじゃないかとは思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 子供の安全確保という意味では、下校時も立哨したほうが現状ではいいのかと思うんですが、何分、交通指導員、小中学生が登校日には全て立哨するということで、その間は休みなしで立哨していただいているという状況から考えますと、実際、交通指導員を新たに見つけるという

ときは、正直、学校を通じて父兄の方等でご協力いただける方を探してるのが実情でございます。その中で下校時の立哨まで含めますと、時間的に早朝と日中、中間地点ということになります。また、下校時間につきましては、小中学校によって、また学年によって下校時の時間が違うというようなこともございまして、なかなか下校時の立哨の時間は設定が難しいというのが実情でございます。そのようなことから、現状では下校時の立哨まで求めるのは時間的に不可能かなと考えております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 下校もとなるとですね、人員をふやしたりとかもしなくちゃいけないかもしれないし、かかる予算とかも必要になってくるでしょうから、なかなか難しいのは理解します。ただ、交通指導員さんというのは有償でやられてる方ですし、片や、見守り隊の方はボランティアでやってるという現状があるんですね、今後、見守り隊も結構高齢になってきたりとか、地区によっては人数が減ってるところもあるようですので、そこら辺、今後ですね、検討していくべき課題なのかなと思っております。

それで、先ほど町長の答弁のほうから、他市、他町の現状も教えていただきました。2,000人ちょっとに1人という割合ですけども、我が町、現在14名ですけども、この14名っていうのは、いつから14名なんでしょうか。また、立てる位置っていうのはずっと一緒なんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 現在の14人になったっていうのは、平成の初めのころ、聞いたところによりますと、平成2年のころに14名になったということでございます。立哨の位置につきまして、最初からその場所だったのかというのは詳細はわからないんですが、現在、立哨の場所を決めてるのは、各学校と協議の上、学校が今一番指導員の方に立哨していただきたい場所ということで、相談の上決めているのが現状でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 14名になったのは平成2年からということですけども、それ以前っていうのは、何かデータとか残ってたりしますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 それ以前、13人という数値は残ってるんですが、その数値がいつから13人だったかということまでは、現在手元には資料がございませんので、わかりましたらお知らせしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ずっとある程度変わらないでてるということでしょうかね。ちょっと私、そのデータをちょっと拾ってみたんです。栃木県における自動車保有台数の推移というもので、1968年の3月末からずっと出てるんですけども、1988年3月、これは59万8,000台ですね、約。1998年、10年後、これも3月末、98万5,000台、そのさらに10年後、2008年3月末、121万5,000台、2018年の3月末、133万3,000台ということで、年々やはり自動車保有台数という、県内の保有台数、ふえてるんですね。ふえてるっていうことは、交通量が多くなってるっていうことだと思うんです。そういう年々交通量がふえてるという状況なの

に、やはりその交通指導員さんの数が現状ふえてないと、ずっとですね。やはりある程度現状をですね、考慮して、ふやすのも検討するべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。議員の数字的なご指摘、確かに自動車保有台数でいうと、確実にふえてるというのがございます。町長が先ほど答弁した人口2,000人割というのは、あくまでも人口割ですので、別の出し方としては、小中学生の児童割というのも考えられるかと思います。そういうこともありますので、すぐに指導員を増員ということではなくて、過去の実数等計算しながら、これがベストというものは見つからないまでも、よりベターなものというものは検討していきたいと考えます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ゼひとも検討をお願いいたします。

次にですね、子どもの家について質問したいと思います。

私の家もですね、子ども110番の家になってるんですけども、どのようなですね、基準で依頼というか、子どもの家お願いしてるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 明確な基準というものはございません。ただ、学校を通して子ども110番の家ということで、子供が避難できるようなところにご協力をお願いして、申し出のあったところに依頼してあるところでございます。また、子ども110番の家とは別に、雷雨時への対応ということで、校長会の名前で、雷雨時で急な天候変化などがあった場合には、雨宿りなどもご協力をお願いしますという依頼の回覧なども回させていただいているところでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 私もこういったものを入手しました、子ども110番の家対応マニュアルということで。ただですね、なかなかですね、これ、行き届いてないような気がするんですね。私も最初は頼まれて、うちの母が受けたんですけども、ただ、よろしく頼むよっていうだけだったんですね。だから、何か子供が駆け込んできたときに、何か対応すればいいのかなという感じなのかと思うんですけども、ただ、ある程度ですね、そういう、何というんでしよう、依頼するに当たってはですね、ある程度こういったものを持参してですね、お願いするほうがですね、逆に受けるほうとしても受けやすいんじゃないかなと思います。また、このマニュアルの中に活動上の留意事項として、自分で犯人に立ち向かおう、不審者に立ち向かおうなどという無理な活動を決してしないようにしましょうというのが書いてあるんですね。そうは言っても、変な話、不審者なりからですね、何かそういう相手から迫ってこられた場合、対処しなくちゃいけない場合もあると思うんです。万が一巻き込まれてけがなどしてしまった場合、何か保険のようなものはあるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。子ども110番の家につきましては、町の学校というか、町から募集をして、地域のボランティアという形で協力いただいておりますので、全国町村会損害賠償保険の対象になるものと考えております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 子どもの家もそうですし、見守り隊なんかもそうですが、善意でボランティアで活動していただいている方ですから、ほんとに万が一のことがあった場合ですね、申しわけないんで、やっぱり保険等は必要なんだと思います。

あと、少し気づいたんですけども、子ども110番の家が設置してあるのは通学路付近が多いんですね、通学路沿いというか。ちょっと離れるとなかなか見当たらぬところもあるんです。そういうことを踏まえて、中には2、3件続きで、こういう、張つてあるところもあるんですね。もちろん留守の場合もあるんで、そうやって続くのはいいんだと思うんですけども、バランスはどうなのかなと。例えば、上三川町の地図をこうやって置いたときに、設置場所をですね、落としていった場合、バランスよくなるのかどうか。そこら辺、何かそういう管理しているものとかあるんでしょうか、把握できるもの。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 110番の家にご協力いただける方につきましては登録をしておりますので、そういう名簿はございますが、それに関して地図上に落としている状態ではございませんので、学校のほうで110番の家につきましては募集をかけている都合上、やっぱり子供たちの通学路上にご協力いただける方が多い状況だと判断しております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 確かに通学路付近に多いのはよいことだと思います。ただ、通学路は見守り隊の方がいたりですね、複数人数で下校したり、児童も多いと思いますんで、私は、逆ですね、下校後、1人で外出した場合ですね、遊びに行ったりしたとき、そのほうがかえって危ないような気がするんです。そう考えると、やっぱり通学路以外のところにもですね、110番の家があつたほうがよいんじゃないかなと。ただ、そういうふうに配置するためには、学校マターでお願いするよりも、ある意味、自治会を通してですね、お願いしたほうがバランスよく配置できるんじゃないかなと思うんですけども。もっと言えば、学校と自治会と地域が連携してですね、設置する場所を協力してやればもっといいと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 確かに地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくということは非常に大切なことだと思います。以前ですね、平成25年、26年のころには、町の広報紙を利用して広く一般の方にも募集した経緯がございますので、今後もまたそのような方法を使いまして、一般の地域の方にもご協力を求めていきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 とにかく、行政、学校、そして地域が一体となってですね、どこかにしづ寄せがいきですね、負担が大きくならないよう、分担し合いながら子供たちの安全を確保していくのが一番理想だと思いますんで、どうかその点考慮の上ですね、検討をお願いしたいと思います。

では、最後に、防災対策について質問いたします。

近年、多発している集中豪雨対策の現状及び今後の方針はどのようにになっているのか。防災に対する町民の意識向上に向けて、町は具体的にどのように取り組んでいるのかお聞きいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

集中豪雨対策といたしまして上下水道課所管では、公共下水道雨水整備事業として、役場周辺のしらさぎ地区及び愛宕町・下町の一部の新4国道沿いを対象に武名瀬川第三排水区の整備として実施しております。先行する整備として、上三川消防署東側道路の冠水被害により今年度から3年計画で雨水調整池整備工事に着手いたしました。その後、調整池により下流側の一級河川武名瀬川までの水路を整備することにより市街地の浸水被害の軽減が図られると考えております。その他の計画区域につきましては、浸水被害等の被害状況や下水道未普及地区の整備等の他の事業との優先順位を勘案して進めていきたいと考えております。また、ことしは集中豪雨が全国で多発していることもあります。雨水調整池や水路といったハード整備だけでは難しい状況にもありますので、自主防災組織などにも協力をいただき、速やかな避難勧告の伝達など、ソフト面の充実にも力を注いでまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

町では、総合戦略の中で、全自治会への自主防災組織の設立を推し進めているところでございます。平成27年から順次、設立に向けた説明会を実施しており、現在は22の自治会で設立されております。防災は行政や防災関係機関による活動だけでなく、住民一人一人が防災に対する意識を持って行動することが重要であり、その一人一人が連帶して設立した自主防災組織の活動を通じ、町民皆様の防災意識がさらに向上するよう、今後も取り組むとともに、水害時の避難方法や準備の心得を学ぶマイ・タイムラインの普及にも努めたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、再質間に移ります。

我が町におけるですね、過去の水害、災害、どのようなものがあったのか。わかる範囲で結構なんでお教えてください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。わかる範囲ということですので、平成28年からの数字を申し上げたいと思います。平成28年の8月22日に台風9号の襲来がございました。また、その翌日ですね、8月23日には集中豪雨、大雨の被害がございました。このときには町内の数カ所で通行止めの措置が発生し、道路状況が麻痺したというようなこともございました。次に、28年の9月8日、同じく大雨の被害でございます。平成29年につきましては、10月22日に台風21号の襲来がございました。また、同年度、年明けになりますが、平成30年1月22日に大雪の被害がございました。ことしに入りますと、8月8日、台風13号の襲来がございました。また、8月10日には、同じく集中豪雨による洪水等がございました。また、先日、台風20号の西日本の上陸、それから、このたびの台風21号、同じく西日本への上陸というのがございました。両台風につきましては、本町への被害というのは特段なかったかと思っております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その中でですね、例えば、避難勧告、避難指示なんかが出たことはあったんで

しょうか。また、もし仮に出すとすればですね、その情報は町民にどうやって伝達されるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。実際に過去に、ことしのものについてはまだデータの集計は済んでございませんので、過去の分で言いますと、平成27年9月の台風18号のときには、かみたんメール、また、消防団が戸別訪問というような形で情報伝達してます。それから、平成28年8月22日、台風9号のときには、同じくかみたんメール、Lアラート、データ放送等で情報伝達をしております。同じく平成28年8月23日につきましては、かみたんメール等で情報伝達をしてございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうしますと、かみたんメールが主力と。場合によっては消防団が戸別で訪問するということでしょうか。かみたんメールも重要だと思います。ただ、なかなか高齢者だとですね、メールに入ってない人とかもいるんで、やはりそこら辺はですね、今後ですね、情報伝達方法もいろいろ考えていかなくちゃいけないと思います。集中豪雨に限らずですね、災害時の対応についてちょっとお聞きしたいんですけども、食料や生活必需品の供給を受けられるような企業や団体などと応援協定みたいなものは、我が町は結んでいるんでしょうか。結んでいるんであれば、企業名、団体名、締結件数を教えていただきたいと思います。具体的な企業名、団体名が出せないのであれば、その業種だけでも結構なんで、お願いいいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。災害時における防犯協定は幾つか結んでございます。一覧表ですので、行政と民間との分けがないんですが、全体でいうと28の団体と現在結んでおります。ただ、この28の団体というのは、例えば、栃木県の市町村が一括で結んだもの、それから、広域事務組合で一括して結んだもの等もございますので、個別の団体を全部合わせますと30は超える形になるかと思います。中身につきましては、まだ精査のほうが、申しわけないんですが進んでないんで、今、集計中なんですが、災害時の物資の相互供給、それから、物資の運搬に係る協定、それと、災害時の避難ですね、そのようなものが主なものでございます。それと、災害時の現場復旧の協定ですね。例えば、道路の改修とか、そのような緊急時の協定等が主なものでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それではですね、東日本大震災のときなんかですね、ガソリンスタンドに車が長蛇の列をつくったという記憶があるんですけども、災害時はですね、燃料の供給不足になって混乱を来す恐れがあるんですけども、町として燃料確保対策は講じてあるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。車等の燃料につきましては、議員ご指摘の、東北の大震災以降ですね、県が中心となりまして、県内全市町村と石油業協同組合ですかね、そちらと一括して災害時の優先給油について協定を結んでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ちょっといろいろ他質問も用意してたんですけど、時間がないので、町民の意識向上というところで、町長のほうから自主防災組織という話出ましたけども、先般こういったものが、

防災マップ配られたと思うんですね。これ、非常に中身いいもので、どんどん広めていけばいいと思うんですけども、これ、ただ、残念なことに、いいものなんですけども、防災マップの存在を知らない人が結構いるんですね。実は私の友人、知人、約30人にちょっと防災マップの存在を知ってるか聞いてみたんですけども、知っていたのは8人でした。特に親と同居など2世帯で住んでる人なんかは、知らない人がほとんどだったりです。家族間のですね、コミュニケーション不足が主な原因なのでしょうが、そういったこと結構多いと思うんですね、この防災マップに限らず。ですので、ちょっとこの防災マップ何冊つくってですね、どのように配布したのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。正確な印刷部数はちょっと記憶ないんですが、防災マップにつきましては各戸配布で配布しております。8月の広報時に配布してございます。また、それに合わせまして、1枚物の大きな浸水想定図の地図も作成してございます。そちらにつきましては、学校、また、町の公共施設等で活用することで、現在検討してございます。なお、防災マップ、もう既に配布して1カ月たってるわけですが、そのように配布自体を知らない方が大勢いらっしゃるということであれば、配布についての広報を、再度町のほうで検討いたします。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ぜひよろしくお願ひします。

時間ですので、今回の私の質問はこれで終えたいと思います。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時14分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 5番・小川公威君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 皆さんお疲れだと思いますが、本日ですね、一般質問最後になりますんで、もう少しですね、おつき合い願えればなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、それではですね、ただいまより通告順序に従いまして、一般質問をさしていただきます。

今回、私からですね、栃木県央都市圏施設の広域利用についてと、もう1点、体育センター改修期間の対応処置についてということで、2項目をお伺いします。

まずですね、栃木県央都市圏施設の広域利用について4項目伺います。

栃木県央都市圏を構成する、宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、芳賀町、壬生町、高根沢町、そして上三川町と、6市4町それぞれのですね、市町村が、自分たちの町の成長を導くためには、周りの町の成長も不可欠だと思います。自治体間競争だけではなく、広域的な自治体間の連

携強化は必要であると思います。体育館やコミュニティー施設、福祉施設、各施設の広域的なサービスの充実を図り、共有することで住民の発展に寄与するものと考えます。また、自治体間の連携により解消できる課題も多くあると思います。

一方、せっかく協定を結んでいる市町であっても、住民が知らないことや各施設での利用料の詳細な広域市町の表示がないことで、施設のある市町以外の住民は利用料を多く支払ったりしていることがあるようです。例えば、住民からはですね、上三川町の施設では、町民とその他の市町住民との利用料金の差はないが、他市町に行ったときは利用料の差がある。上三川も格差をつけたほうがいいんじゃないなどのですね、意見を聞くことがあります。

そこで質問します。

1つ目に、6市4町の広域利用は、どのような施設があるのか伺いたい。

2つ目に、広域利用の市町との会議はされているのか。また、その市町の新施設についてはどのようにになっているのか伺いたい。

3つ目に、施設での利用料金の表示は、協定を結んでいる市町の住民は確認できるのか伺いたい。

4つ目に、町民に対しての周知はどのようにされているのか伺いたい。

以上4項目、よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

広域利用の対象施設につきましては、そもそもその施設がある住民とそれ以外の住民の利用方法を分けていない施設もありますが、そういう施設は除いた施設について申し上げます。

まず、栃木県央都市圏首長懇談会は、県央地域を構成する6市4町で組織をしております。各自治体の活力向上や広域的な都市圏づくりに役立てるため、共通する行政課題について、意見交換や情報交換、解決策の検討などを行うことを目的に組織されたものでございます。その事業の1つとして、公共施設の広域利用に関する協定を締結しております。施設の種類には、大きく3種類の施設がございまして、1つ目が図書館、2つ目がスポーツ・レクリエーション施設、3つ目が老人福祉センター等がございます。それぞれ具体的な施設名を挙げております。協定書につきましては、平成23年10月に当時の西方町が栃木市と合併した際に、協定書を変更し、締結したのを最後に変更はしておりません。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

県央都市圏首長懇談会の会議は、毎年5月ごろに担当者会議が開催されており、前年度の事業報告及び決算、また、当年度の事業計画及び予算、役員改選等についてが議題となっております。施設の広域利用の点では、それ以外に、広域利用の円滑な運営を図るため、各施設の所管部門において連絡協議会を設置することになっております。

新施設につきましては、協定書締結段階では含まれていない施設ですので、各市町の判断で行われております。

次に、3点目と4点目のご質問については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

広域利用の周知については、各施設またはそれを所管する部署において、ホームページ等で料金や利

用時間などを周知しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、それではですね、再質をさしていただきます。

23年の10月に協定書が締結されたということで、今ちょっとお聞きしたところだと、担当者会議はされているんですけども、毎年1回、首長さんが集まって会議をされているということは、締結した23年以降、7年間やられてないのかなというふうに、今、答弁で感じましたけども、それでよろしいですか。もしですね、なぜ、首長さんもですね、多分、7年もやってないと、かわられてるところがあると思いますけれども、なぜ会議を開催しないのでしょうか。まず、そこを教えていただければなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 はい。首長会議におきましては、23年と26年に開催しております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 わかりました。すいません。聞き洩らしちゃったのかもしれません。2回やられてるっていうことですね。はい。3年に1回、4年に1回ぐらいやられてらっしゃるということなんで、じゃあ、わかりました。

それではですね、広域施設についてもですね、新設されている施設、閉鎖されている施設もあると思いますけども、先ほどの答弁ですと、各市町に任せてというか、言い方でいうと、各市町が判断でということですね、やられているということだったと思います。情報はないのはですね、その、例えば、うちの町が新しい施設を建てたというところで、各市町に連絡をされてないのかなというふうに思いますけども、それって情報不足じゃないかなというふうに考えます。定期的なですね、情報交換は必要だと思いますけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 議員がおっしゃってます施設の広域利用については、確かに23年の開催のときの議題となっていまして、26年のときにはその議題にはふれてませんので、その辺がちょっと私の考えと、こちらの記録と議員がお考えになってる、ちょっとそこがあつたのかもしれません、毎年、この町では、企画課、企画課長などが参加してる担当者会議がございます。首長会議がこの7年間の中で2年間しかなかった。たしか10市町のスケジュールをなかなか合わせるのが難しいということもあつたり、また、首長でなければその方針を決められないというような、そういった議題もその中になかったのかもしれません、開催されなかつたのかもしれません、広域利用についてはですね、その担当者会議の中でも、今後きちんと議題としていたり、また、首長会議が開かれる場合にはですね、そういうことも企画課長のほうからその発言をするように、そういうことは努めていきたいというふうに思います。ただ、首長会議が開かれてはいませんが、この10市町では、ただ、県内の首長の中では、さまざまな場面においていろいろな情報交換をさせていただいてたり、あとは、電話での連絡等もされていて、県央の10市町だけでなくですね、県内幅広く、新しい施策についてどんなことをしているかっていうのを情報交換で勉強させていただいたり、そういうことは結構していますので、その場にお

いても広域利用についてはちょっとお話をさせていただきたいと思います。

昨日も宇都宮市長から私の携帯のほうに連絡があって、この件ではないんですが、ある政策についてお互いの意見交換をしたりをしています。そんなところで、今後も情報交換、そういったことは密に努めていきたいというふうに思いますし、広域利用についてもこちらの考えを各市町に述べて、その辺の意思統一を図れるような、そういったことを努めてまいりたいと思います。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。そうですね。やはり首長さんの意見とか考え方とかっていうのは、やっぱり広域の首長さんを共有するというか、そういうところがすごく必要になると思いますんで、私が言っているこの施設の利用だけではなくて、いろんな部分で多分かかわってくるというふうに思ってますんで、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。今言っていた施設の新設ですか、廃止になったところの情報交換というのは、じゃあ、実際に担当者の中で打ち合わせをやられているでよろしいですかね。お願いします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 今、町長のほうからも答弁ありがとうございましたが、担当者会議の中でもある程度、年に1回、今開いている状況でございます。議員がおっしゃられるように、新しく施設をつくった自治体さん、また、今まであった、例えば、協定書の中にあった施設が今回廃止されたよとか、そういう情報がですね、今のところ、なかなかそこまで踏み込んだ担当者会議に、今なってない現状でございます。ですので、町長さっきおっしゃられたようにですね、今後、町長のほうからもそういったことで、そういうお願いをしていくと。あわせまして、私のほうでも担当者会議の中ではですね、それなりに情報の共有ですね、ほかの自治体さんと一緒にになって、その辺も協議できるような場をつくっていただくような働きかけっていうのは、やっぱりやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、そちらについてはですね、積極的にやっていただけたらなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

じゃあ、それではですね、次にですね、利用料金についてちょっとお聞きしたいと思います。

こちらはですね、協定書を結ばれている施設ですね、については、利用料金についても協定は結ばれているのでしょうか。要は、どこの市町に行っても、どこのっていうか、この協定を結ばれてるとこですね、に行っても、上三川町民はそこの、例えば宇都宮だったら、宇都宮の市民と同じ利用料金で施設を利用できるのかといったところをですね、聞かしてください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 利用料金でございますが、協定を結んだ時点で、協定の中には利用料について云々ということは記載はしてございません。ただ、そういった料金も同じような料金で使えるよういうことが一番最初、協定を結ぶときの趣旨にあったと思います。ですので、料金に格差はないわけなんんですけども、やはり、かなりこれ、年数がたってる協定でございますので、中には新たな施設ができたり、その自治体さんの方でその施設については、ある程度料金について設定をしてるのは、ど

この自治体もございます。ただ、この協定をやってる自治体については、ほとんどの自治体さんでは同じような共通の料金で施設のほうも利用できるという状況になってございます。ただ、まだ、今後ですね、新たにできる施設であるとか、そういったものについても、担当者会議の中ではございますが、その辺については私のほうで働きかけた中でですね、ある程度町長のほうに上げられるような方向で考えていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ということで、利用料金についてはですね、協定書の中には記載がないということですので、ただ、住民の一番の広域利用のメリットは、恐らく利用料金に差をつけないことだと私は思ってます。はい。ぜひですね、担当者会議等またあるということですので、そのときにですね、利用料金についても提案していただきたいと考えますけども、どうでしょう。提案していただけますでしょうか。お願ひします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 はい。今申しましたようにですね、提案させていただければというふうに考えてございます。はい。よろしいですか。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、ぜひよろしくお願ひします。

それではですね、ここで、いろいろ今答弁いただきましたけども、町長はですね、広域事業に対してどのようなお考えを持って協定を結ばれてるのか。また、どのようなお考えをね、広域事業に持ってるのかお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 多くの近隣市町も含めてですね、公共施設は昭和40年代、50年代につくられたものが多いというふうに認識しております。だいぶ老朽化が進んでいて、今現在の施設をですね、各市町が同じように再更新をしていくというのは、私としては疑問を持っております。広域で利用する、40年代、50年代からはですね、人口も減少してたり、住民の方のニーズも変わっていますし、社会の情勢もだいぶ変わってきています。そういう中で、場所によっては、例えば、境界境ですね、地理的にもですね、他の市町に近く住んでる方もいらっしゃいますし、大きく見ればそういう施設を隣の市がつくったから、隣の町がつくったからって、競争して同じようなものを、もっといいものを、もっといいものをつくるような施策よりも、広域利用の中で、例えば、A市はこういったものをつくりたので、近隣の市町は同じ条件で利用さしてもらう。例えば、B市は違うものをつくりたので、つくって、そちらのものを広域的に利用していただく。そういうふうに考えたほうが、全部の域ですね、住んでらっしゃる方が、サービスがはるかに向上していくし、多様なサービスが受けられるし、それで、財政負担もなくなるしということで、私としてはそういうふうな方向でかじを切っていきたい。かじを切ってっていうか、そういう方向に進めていきたい。今までそういう考え方で進んできたでしょうけど、そういうことで進めていきたいというふうに思います。

事あるごとに、先ほどの首長会議の中での議題ではないですが、こういった私の考えは、ふだんのそ

ういった他の首長さんとのお話の中でも、よくそういう話は、私は発言をさしていただいてますし、私の考えっていうのは、多分、近隣の首長さんはみんな理解してくださいって、皆さんもそういった同じような考え方を理解してると思いますので、先ほど書面では余りまだそういうのはない。また、担当者会議では、まだきちんと再認識されてないということなので、その辺はもう担当者会議できちんと打ち合わせをして、考証的には今、話をしたようなコスト面についても、住民サービスについても、そういう広域で利用する、そういう形が望ましいと考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ほんとに、今、町長が言われたのは、私もすごく賛同しますし、そのとおりだなというふうに思います。これからね、やっぱり今、社会的に人口減少も進んでいる中で、利用者も多分、同じものがどこにあっても、使う人が少なくなって利用率が悪くなってきたりっていうのも考えられるので、まさにその町長のお考証のとおり、広域利用の首長さんと連携していただいてやっていただけたら、私個人としてはいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、それではですね、次に、町民に対しての周知方法についてですね、ちょっとお聞かせください。

現状のですね、多分、広域利用ができるよですとかっていう周知については、多分、私も知らなかつたし、恐らく住民の方、ほとんどの方が、6市4町どこでも使えるよっていう、何か広域で協定を結んでるよっていうのは、多分知らない方が多いのかなというふうに思ってるんで、今までの周知方法だと多分だめだと思います。だめっていうか、余りよくないのかなというふうに思ってますんで、せっかくですね、このようにいい施策というか、活動されているのに、実際に使用する住民が知らないということですね、機能を果たしていないのかなというふうに思ってますんで、ぜひですね、周知方法に一工夫していただきたいなど考証ますけれども、いかがお考証になるかお聞かせください。お願ひします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 はい。各施設については、各市町で住民の方に周知はされていることとは思いますが、今、神藤議員がおっしゃるように、まだまだ周知の方法、また、内容について不足しているということあります。私も当然それは認識しておりますので、先ほどの担当者会議の中でもですね、来年、次の担当者会議の中でも、よくその辺の各市町での共通して住民の方に周知する方法も検討の中に加えてもらってですね、それを各市町共通でそういうことを進めるとともに、本町でも住民の方に周知の方法をちょっともう少し強化するように考証ていきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ぜひですね、連携していただいて、周知のほうにつきましても、よろしくお願ひいたします。はい。

ではですね、町長のおっしゃるとおり人口が減少している中で、市町をまたがって近隣の施設を気兼ねなく使えば、町民も行政もメリットを生み、全体最適になると思いますので、栃木県央都市圏を構成する6市4町の自治体の連携を図りですね、広域的なサービスの充実を共有することで、各市町の発展と魅力あるまちづくり、そして、さまざまな活動が活発に展開される活力あるまちづくりをですね、お願ひしたいなというふうに思います。

これでですね、1つ目の質問は終了させていただきます。

じゃあ、それではですね、2つ目の、体育センター改修期間の対応処置について3項目伺います。

2022年に開催される栃木国体でフェンシング競技を行うに当たり、競技会場となる体育センターの改修工事を行う予定ですというふうにですね、前回の一般質問で答弁をいただきました。国体開催ではですね、時間はまだ少しありますけれども、改修工事にもある程度の工事期間が必要になります。改修工事が始まると施設の使用ができなくなると思います。今ですね、町民は、体力をつけるために、スポーツの技術を向上させるために、そして、みんなで楽しくスポーツを通じてコミュニケーションを図り、ストレスを解消される方など、多くの方が体育センターを利用されてると思います。

そこで質問させていただきます。

1つ目に、改修工事はいつから、どのぐらいの期間で実施する予定なのか伺いたい。

2つ目に、体育センターを定期的に使用する方への代替施設の考えを伺いたい。

3つ目に、改修工事に伴う施設利用期間の案内、展開はどのようにするのか、どのようにしているのか伺いたい。

よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまの質問の1点目から3点目についてお答えいたします。

現在、体育センター耐震補強・大規模改修・増築工事の詳細設計業務が進行中であり、工期についてはまだ未確定ではございますが、平成31年10月から平成32年9月の約12カ月程度の工期を想定しております。この工事期間中における定期的な体育センター利用者への対応については、利用者によって対応が異なるものと考えております。体育協会主催による各種教室や大会、総合型地域スポーツクラブ「かみスポクラブ」主催の各スポーツ教室等、これらに該当する利用については、生涯学習課において実施しております学校施設の開放事業により町内小中学校の体育館を利用することや、一部については農村環境改善センターの多目的ホールの利用で対応する予定でございます。また、成人式など町主催のイベント事業については、学校体育館や農村環境改善センター多目的ホールを代替施設とする予定でございます。

以上のような代替利用等の案内、展開については、本年1月から体育センターの大規模改修が予定されている旨の張り紙を体育センター内に掲示しております。また、今後、工事期間が明らかになり次第、町ホームページへの掲載や、体育センター内へのポスター等の掲示のほか、体育センター利用申し込み時に周知を行う予定でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、それではですね、再質問に入らさせていただきます。

まずですね、定期的に体育センターを利用している団体、サークルなどはどのぐらいあるのかというのは、把握されているのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】　はい。体育センターの定期利用者につきましては、アリーナですね、その部分の定期利用者として、まず、町の体育協会がスポーツ教室を1教室、かみスポクラブがスポーツ教室、3教室、一般の方につきましては、約10組の方が定期的に利用されております。卓球室につきましては、体育協会のスポーツ教室が1教室、かみスポクラブが、こちらも1教室、一般の方は約5組の方が利用されます。それと、トレーニングルームにつきましては、一般の個人の方が、月に複数回利用で50人程度いらっしゃるような状況になっております。それと、ちょっとつけ加えまして、体育協会等が行なっていますスポーツ大会ですね、こちらのほうは年間に15の大会を開催しているような状況となっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】　神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】　ちょっと今メモしたんですけど、ちょっとわかんなくなっちゃったんですけど、たくさん利用されてるということですけども、先ほどのですね、答弁の中で、小中学校の体育館にもし代替で貸していただけると、小中学校の体育館。またですね、農村改善センターをですね、開放して、そちらを使ってもらうということでありましたけども、今の団体、定期的な方なんで、団体におけるところの方は、その施設で賄えるシミュレーションみたいのはやられてらっしゃるんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長【田村 稔君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】　はい、一応ですね、農村環境改善センターにつきましては、指定管理者の方、産業振興課の方とちょっと打ち合わせをして、利用について協議を始めたところでございます。それと学校開放、こちらも今の利用状況等を確認しまして、ほぼ、今、体育センターを利用している町の体育協会、かみスポクラブ等の利用については、学校開放と農村環境改善センターの利用で賄えるのではないかなどということで考えているところでございます。

○議長【田村 稔君】　神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】　はい、じゃあ、何とかですね、そういった定期的なご使用をいただいている方には何とかなりそうだということですね、ぜひともですね、よろしくお願いします。また、それからですね、例えば、他の施設、農村改善センターで利用してもらうよといったときに、用具の貸し出しなどは検討されますでしょうか。例えばですね、ニュースポーツというのは特殊なスポーツ用具を使ってやられてるんですけども、そういったものはどこの体育館にもないのかなというふうに思ってますんで、特にそういったところもですね、スポーツ用具をですね、貸し出しの検討はされてるのかどうかをお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】　はい。用具の貸し出しについては、こちら、ある程度必要であるということで考えております。方法については、今後検討ということになる状況ですが、例えば、議員先ほどおっしゃられましたニュースポーツですと、さほど大きい荷物にならないものについては、その都度貸し出しのときに利用する会場に持つていただくとか、大きいものについては、その利用する施設に、町のほうで用意できるようでしたら用意するとか、そのような形になるかと思うんですが、詳細

については今後検討ということになるかと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。考えてらっしゃるということで、ありがとうございます。まだですね、少し時間があると思いますんで、もう少しですね、念入りに検討をしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

じゃあ、それではですね、今、指定管理者がですね、いろいろ施設を管理されているというふうに思いますけれども、使用料とかやっぱり指定管理者が結構努力して、いろいろ使ってもらって、使用料なんかは少し利益があるのかなというふうに思いますけども、そういった利用料の何か補てんなんていうのは考えてらっしゃるんですか。お聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。体育センター等、体育施設の管理をしてる指定管理者につきましては、現在の指定管理者が今度の来年3月31日で指定管理期間が終了となりまして、その後、平成31年4月1日から3年間の指定管理者、今現在公募中ということになってます。その公募に係る募集要項ですね、そういうところで、ただいまご質問にありました利用料金について、こちら勘案して指定管理料の算定を行っているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。わかりました。じゃあ、そこの辺もですね、よろしくお願ひします。

それから、指定管理者ということで、体育センターにですね、事務所ありますよね。各施設を管理してる総合的な事務所。あそこも多分使えなくなると思うんですけども、その、例えば、新しく場所を移動して設置するなんていう考えはあるんでしょうか。お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。事務所を体育センター工事中使えないということで、その事務所に関しましても一応プレハブということで算定しまして、工事期間の予定の1年間分ですね、こちらを算定基礎に算入しております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、考えてらっしゃるということですね、そちらのですね、案内、展開などもですね、しっかりとわかりやすいようにやっていただけたらありがたいなというふうに思いましたで、よろしくお願ひします。

それからですね、体育施設の横に道場ですか、また、駐車場ありますよね、体育館の前とかに、そういった場所の利用はできるのか。また、テニス場とかね、そういったところですね、利用は工事中でも可能なのかというのをちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。工事中におきましても、体育センター以外の部分ですね、武道

場、それとかテニスコート、そういうものは使えるように、通常利用ができるように措置をしていきたいと考えております。駐車場につきましては、体育センターの東側の駐車スペース、こちらについては工事中の工事車両の出入りとか足場とか、そういうのを組む関係で利用ができなくなるかとは思いますが、西側の駐車場につきましては、工事中においても使えるものと今のところ考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。

それではですね、町長もですね、推進してきました町民1人1スポーツ、で、今現在多くの方が賛同してですね、スポーツを楽しみ、健康にも寄与してきたことが、体育センターがですね、1年間使用できなくなつて、代替場所はあるにしても、やはり多少の負担はかかるつくるというふうに思いますんで、そういう方がですね、例えば、1年間スポーツをやらなくなると、時間のね、使い方なんかも変わつてしまつて、1年後に新しい体育センターができてもスポーツをやらなくなつちゃうとかね、そういうことが考えられると思ひますけども、そういう意味でですね、今の町長にですね、そういう方がなくなるような、ちょっとお考えがあるのかどうか。うまくこう、今までスポーツをやられてきた方がそのまま、また体育センターが復活したときに、また新たなスポーツ施設でやりたくなるような、何かそんなお考えを持つてあるのかどうかちょっとお聞かせ願えればなというふうに思ひます。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今現在、町の体育協会、また、かみスポクラブ、その他の多くの団体の方に上三川町のスポーツの推進ですね、そういうことを含めて、今度、体を動かすことによっての健康度のアップ、向上というところを非常にお世話になっています。あの体育センターも古いものですから、当然、耐震工事もしなきゃいけない。それで、トイレ等もなかなかまだ洋式とか、そういうニーズに応えられてない部分もありますので、そういうところは当然改修をしていかなきゃいけない、バリアフリー等も含めてですね。それに対応した施設に改修していくためには、ある程度の期間ちょっと閉鎖をするのを認めていただいて、そして、リニューアルして町民の皆様にまた親しんでいただく、スポーツを親しんでいく施設に生まれ変わらせる必要があるというふうに思っています。ただ、その間に、議員が心配してらっしゃるスポーツの衰退みたいのがあっては、これはまずいというふうに考えておりますので、担当課のほうには、そういうことがないようによく検討するようにという指示はしております。

それで、先ほどの公共施設の広域利用の中でもお話ししましたが、近隣の市町、特にはですね、うちの町民が一番身近で利用できるのは下野市の施設など、体育施設などは比較的利用しやすいのかなと思って、下野市の市長には前々から、うちの体育センターは1年間ぐらい使えなくなつちゃうので使わせてくださいという話ををして、その内諾はいただいておりました。神藤議員のこの質問が出てから、もう一度、下野市長に確認をとつてですね、公の場で公表してもいいよというふうに市長からも言われてます。ですから、もちろん下野市の体育協会などが、もう既に日程に組み込まれてる行事、予定などは、それが優先されるでしょうけど、その間はですね、ある程度、上三川町が体育施設が使えない場合に考慮をしていただくということは、下野市長からもきちんと確約をいただいてますので、そういうことも踏まえて、町民のスポーツが衰退がしないように、町としても最大限の努力をしていきたいと思ってます。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、ありがとうございます。実はこの質問をするときに、こんなに考えてるなっていうのは思っていませんでした。私の知り合いが、他市町にお住まいの方がいるんですけども、その住んでる方の市の中で、体育施設が耐震工事があるから使用できなくなるよって。ただそれだけだったらしいんですよね。改修工事やるから使えないよみたいな。特に代替施設の紹介とかなくて、といった意味でも、今回の答弁いただいて、すごく町民へのサービスをですね、考えていただいてくれてるんだなというのがよくわかりました。そういうことを含めてですね、国体開催において町民の理解をいただけるものと考えますので、上三川町のですね、広域利用協定のですね、市町の皆様にも協力いただいて、先ほど協力していただいてるということでしたけども、国体の成功につながるよう、早い段階から国体準備については展開をしていただき、町民に対しての負担を軽減した取り組みをお願いいたしますよう改めてお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長【田村 稔君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりました。

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。お疲れさまでございました。

なお、明日6日も午前10時から一般質問を行います。

午後3時59分 延会